

上信越高原国立公園
志賀高原地域管理運営計画書

令和6年2月

環境省信越自然環境事務所

目 次

I. 管理運営計画作成の経緯	1
II. 上信越高原国立公園志賀高原地域の概況	3
1. 景観の特性	3
2. 利用の現況	5
III. ビジョン	6
IV. 管理運営方針	8
V. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	9
VI. 適正な公園利用の推進に関する事項	11
1. 利用環境の整備・上質化について	11
2. 適正な公園利用推進のためのルールやマナーについて	11
VII. 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項	13
1. 許可、届出等取扱方針	13
2. 公園事業取扱方針	19
VIII. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項	27

資料編

• 上信越高原国立公園志賀高原地域管理運営計画検討会（名簿、作成経緯）	1
• 上信越高原国立公園特別地域内行為の許可基準の特例（志賀高原地区）	3
• 上信越高原国立公園指定植物一覧表	11
• 国立公園のスキー場事業の取扱い	20
• 国立公園に係るテニスコートの取扱要領	22
• 国立公園内におけるトレイルランニング大会等の取扱いについて	24
• 自然公園における法面緑化指針	30

I. 管理運営計画作成の経緯

●公園計画の見直し

上信越高原国立公園志賀高原地域は、昭和 24 年の国立公園指定以来、公園区域及び公園計画の全般的な見直しが行われていませんでしたが、自然的、社会的状況の変化などを踏まえ、平成 31 年 1 月 31 日に公園計画の見直しがされました。

本地域の公園管理においては、これまで『上信越高原国立公園志賀高原集団施設地区計画（昭和 45 年策定）』、『上信越高原国立公園志賀高原集団施設地区旅館区取扱要領（昭和 49 年策定）』、『上信越高原国立公園志賀高原集団施設地区、特別宿泊施設区（寮・保養所）取扱要領（昭和 52 年策定）』及び『上信越高原国立公園志賀高原地域管理計画書（昭和 58 年策定）』（以下、「管理計画等」とする。）にて、行為許可や公園事業の適正な取扱いなどの指導、助言がなされてきましたが、上記公園計画の見直しに合わせて見直しが必要とされていました。

●国立公園満喫プロジェクト

環境省では「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、訪日外国人の国立公園利用者数を 1,000 万人にすることを目標とした国立公園満喫プロジェクトを推進しています。

本地域には広大なゲレンデや自然に溶け込んだ街並みが形成されており、これらは本地域の重要な資源です。外国人旅行者数を増加させるためには、これら本地域の強みをさらに磨き上げ、他地区にはない唯一無二の景観を形成していくことが重要です。そのような「地域づくり」のためのビジョンやルールを定める必要があります。

●国立公園を取り巻く様々な枠組み

令和 4 年に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されたことを受け、令和 5 年に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されたほか、平成 27 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals : SDGs）では、国連加盟国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で取り組む 17 の目標が定められました。

また、本地域には「志賀高原ユネスコエコパーク」や「苗場山麓ジオパーク」といった枠組みがあり、地元自治体を中心に様々な施策が実施されています。

今後、本地域の国立公園管理運営を進めるうえで、これらの国内・国際的な取組の潮流も踏まえる必要があります。

●国立公園管理運営をめぐる検討の経緯

国立公園の管理運営をめぐる検討は、平成 19 年に「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」がまとめられ、地域制国立公園の管理運営のあり方として、多様な主体の参画による計画策定や協働による公園の管理運営の必要性とともに、関係者間で公園が果たすべき役割を明確化したうえで、共通の目標や目標を達成するための行動計画を作成することの有効性が指摘されました。その後、平成 27 年に「国立公園における協働型管理運営の推進のための手引書」（環境省自然環境局国立公園課）が発出され、国立公園のビジョンや管理運営方針等、管理運営計画にて定めるべき事項が示されました。

●志賀高原地域管理運営計画の策定

このような背景を踏まえ、これまでの「管理計画等」を改め、志賀高原地域の「管理運営計画」を新たに策定することとしました。

本計画では、自然環境の保全と安全快適な公園利用を図るため、地域住民も含めた多様な関係者による協働型の管理運営の実践を基本とし、本地域の実状に即したきめ細やかな管理・運営の方針を定め、本地域のあるべき姿を実現することを目的としています。

II. 上信越高原国立公園志賀高原地域の概況

1. 景観の特性

(1) 地形・地質

本地域は、その中心に標高 2,035.7m の志賀山をはじめ、鉢山、笠ヶ岳、東館山等が近接し、南は横手山から白根山方面に連なり、北東は岩菅山及び本地域の最高峰である裏岩菅山、北方は焼額山からカヤノ平を経て毛無山へと連なり、北北東には雑魚川を隔てて台倉山から遠見山の稜線が鳥甲山まで連なる起伏に富んだ地形です。

志賀高原の中核に位置する志賀山の噴出物等は下流の谷を埋め、その後の浸食を受けて幕岩等の急崖や潤満滝、鳴洞滝を形成しています。火山活動の結果形成されたカルデラでは凹凸が生じ、多数の池及び湿原が創生されました。岩菅山の南東域では、魚野川が岩菅山南東側を開析して両岸が切り立った V 字峡谷が形成され、また、カヤの平は本地域では珍しい噴出物に起因した平坦な地形を呈しています。

また、本地域は降雪量が多いことから、標高 2,000m 前後の山地には降雪による地形が形成されています。例えば、岩菅山稜線東側では積雪に起因するカール地形、鳥甲山東壁急斜面には雪崩で形成されるアバランチシュートが特徴的です。

本地域は、新第三紀中新世のグリーンタフと呼ばれる緑色凝灰岩類を基盤とし、その上位を第三紀鮮新世の高井火山岩類が被覆しています。さらに第四紀更新世前～中期の火山活動による噴出物が火山の形状を一部で残して被覆しています。噴出物の多くは安山岩質ですが、玄武岩質から石英安山岩質まで変化に富んでいます。また、魚野川流域のうち、低標高域は本地域の基盤をなす第三紀中新世のグリーンタフと呼ばれる変質を受けた海底火山噴出物及び深海底堆積物が見られ、山体の高標高域は基盤岩を広く被覆する安山岩等の火山岩類です。

注目すべき地形・地質として、志賀山の噴火によって形成された渦巻き溶岩流のほか、溶岩が冷え固まる際に生じる柱状節理があり、本地域西側を流下する角間川の浸食により露頭した急崖である幕岩のほか、岩菅山の山稜下部、鳥甲山南東部の急崖である布岩や稜線の東側急斜面部に見られます。

(2) 植生

本地域は、日本海に近く、標高が 1,000m 以上の地域に位置しており、その中で比較的標高域のブナ、ナラ等を中心とした植生から、高標高域のオオシラビソやコメツガ等の針葉樹林、広葉樹のダケカンバまで連続的な分布が見られます。また、標高 2,000m 付近の稜線等ではハイマツ帯が見られ、森林限界より高標高域では高山植物の群落が形成されています。

岩菅山南東の魚野川源流域には手つかずの状態に残されている広大なブナやオオシラビソ等の原生林が広がっているほか、岩菅山から裏岩菅山にかけての稜線部に見られるお花畑には、ハクサンコザクラ等の高山植物が見られ、貴重な景観要素を有しています。岩菅山の東側斜面では、頻繁に発生する雪崩に起因する低木群落が見られ、高山帯と合わせてジョウシユウオニアザミ、ホソバコゴメグサ等の分布範囲の極めて狭い草本類の生育地となっています。

岩菅山の北西斜面の崖地には、本地域では珍しいイチョウシダ等の希少な石灰岩植物が見

られ、多様性に富んだ植物相が認められます。

その他、本地域で特筆すべきものとして、志賀山周辺の地域における高層湿原が挙げられます。火山活動により無数の凹地が形成されたことで大小様々な池及び高層湿原が形成されており、いずれも貴重な湿生植物が生育しています。特に、北ドブ湿原には分布が南限に当たるチシマウスバスマレ、オオバタチツボスマレの2種が生育しており、植物地理学上も極めて重要です。

(3) 野生動物

本地域周辺では、オコジョやツキノワグマ、カモシカといった哺乳類から、森林性鳥類、河川や湖沼に生息する両生類・爬虫類や魚類、昆虫類等まで、複雑な山岳環境下に多種多様な生物の生息が見られます。特に、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシは、本地域内に複数個体の生息が確認されており、本地域の豊かな自然環境の指標となっています。

また、雑魚川及び魚野川源流域に生息する在来イワナ個体群は、志賀高原漁業協同組合の長年の保全活動により、現在でも流域単位の遺伝的固有性を保持しています。

岩菅山の高山帯及び雪崩草地、魚野川源流域のブナ林内のギャップ等に成立する草地は、ベニヒカゲ等の高山性蝶類、オオゴマシジミ等の希少なシジミ類の生息地となっています。

(4) 自然現象

本地域周辺では、火山及び気象、水象に関する特徴的な自然現象が見られます。本地域の南西部に位置する地獄谷温泉は角間川の河床から湧出し、北東境界付近に位置する切明温泉は魚野川と雑魚川の合流地点付近の河床から湧出しています。また、渋の地獄谷噴泉は、国の天然記念物の指定を受けています。

本地域は標高が高く、厳冬期には気温が日中でも氷点下となるため、標高の高い場所に生育する主として落葉広葉樹の枝に霧氷が形成されやすい特徴があります。樹氷については、厳冬期にオオシラビソに過冷却の水滴が当たることで形成されますが、本地域では横手山山頂付近で特に樹氷が観察されます。

また、湧水については、切り立った溶岩の急崖等から亀裂を介して起こるほか、溶岩端部等でも見られます。特に、潤満滝脇の湧水を導水する杓打名水公園内や大沼池入口付近の清水名水公園内等は、地元においても湧水を得られる場所として良く知られ、湧き出た沢水などは志賀高原内の飲料水になっています。さらに、今も数多くの灌漑用水路が残り、麓の農業用水や山ノ内町全体の飲料水として利用されています。

(5) 文化景観その他の特殊景観

国指定の天然記念物として、志賀高原石の湯のゲンジボタル生息地と渋の地獄谷噴泉が指定されています。

旧志賀高原ホテル（現志賀高原歴史記念館）は文化財等の指定は受けていませんが、日本最初のスキー用本格的ホテルとしてドイツ人の指導で建てられたもので、大暖炉、ステンドグラス等は昭和初期の和洋を調和させた建造物として優れており、志賀高原の歴史を知るう

えでも重要です。

2. 利用の現況

本地域の利用者数は、「平成 30 年観光地利用者統計調査結果（長野県）」によると、平成 30 年（2018）は 2,196,300 人であり、このうち 7 月から 8 月にかけての利用者数は 651,900 人でした。また、「平成 30-31 年スキー・スケート場の利用者統計調査結果（長野県）」によると、平成 30 年から 31 年にかけてのスキー場の利用者数は 947,000 人であり、北信地域における利用者数の約 4 割を占めています。

夏季の利用者数は冬季のスキー場の利用者数ほど多くはないものの、湿原周辺のトレッキング、登山、林間学校などが行われており、本地域の自然資源を活かした利用形態が多く取られています。

本地域はこれまで主流であった団体スキーや団体旅行という観光形態から、より魅力的で滞在日数の多い、様々なアクティビティを楽しむことができる旅行形態への変化を模索しており、特に夏季におけるスキー場利用や様々な湖沼におけるアクティビティ利用が計画されつつあります。また、これまで遊漁が主であった雑魚川等においても、カヤックやキャニオニング等の新たな取組が行われるようになってきています。

III. ビジョン

あ信越高原国立公園志賀高原地域のビジョンを決定するに当たり、志賀高原地域の特徴と果たすべき役割を次のとおり整理しました。

●上信越高原国立公園志賀高原地域の特徴

火山起源の志賀山を含む火山台地に笠ヶ岳、焼額山等に代表される 2,000m級の山々が聳え、雑魚川の溪谷を隔てて急峻な鳥甲山へと至る高低差のある地形等の異なるタイプの山岳地形が集まり、魚野川源流域の広大なブナ・オオシラビソの原生林、亜高山性針葉樹林の原生林、志賀山周辺の貴重な湿生植物が生育する高層湿原など、傑出した自然の風景地が豊富にあり、先人たちの知恵と努力によって守られてきた豊かな自然が残る場所です。

●上信越高原国立公園志賀高原地域が果たすべき役割

変化に富んだ山岳・高原の景観、地形・地質資源、原始的で豊かな生態系、歴史ある生活文化などの様々な資源を持続可能な形で活用し、憩いと癒やし、そして自然をフィールドとする様々なアクティビティを提供することです。

上記の特徴と背景から、志賀高原地域の今後に向けて必要なことを次のとおり整理しました。

●志賀高原地域の今後に向けて必要なこと

先人たちの知恵と努力によって守られてきた素晴らしい自然を守りつつ、その四季折々の自然を活かして国内外のより多くの人々に親しみをもってもらい、志賀高原地域のイメージにふさわしい風景を育んでいくことが必要です。

そこで、志賀高原地域のビジョンを次のとおり掲げます。

[基本理念 (目指す将来像)]

百花繚乱、世界にひらく自然体験交流フィールド

○幅広い関係者との連携・協働により、志賀高原地域の自然を守り、活かし続けます。

先人たちの知恵と努力によって守られてきた素晴らしい自然を守りつつ、その自然を活かして人々に親しみをもってもらい、志賀高原地域のイメージにふさわしい風景を育んでいく取組を続けていきます。

○志賀高原に咲き乱れる花のように、さまざまな楽しみ方のできるフィールドを目指します。

これまでの志賀高原地域の利用はウィンターシーズンのスキー・スノーボード等に集中し

ていましたが、近年はグリーンシーズンのトレッキング、ハイキング、自然観察、原生林での森林セラピー、溪流や湖沼でのフィッシング・キャニオニング・ボート・スタンドアップパドルボート（SUP）などの体験利用やツアーなどの様々な取組が行われています。これらの様々な利用の展開により、訪れる人の興味や関心にきめ細やかに応じた質の高いサービスを持続的に提供ができる状態を目指します。

○花が開くように世界に向けて開き、世界中から一目置かれる地域を目指します。

訪日外国人の増加に伴い、志賀高原地域を訪れる外国人観光客も増加傾向にあります。志賀高原地域はオリンピックやスキーワールドカップの開催地にもなり、かねてより国際的な知名度を有していましたが、これをさらに磨き上げて、ますます世界に開くことで、観光地としても世界中から一目置かれる国立公園を目指します。

IV. 管理運営方針

① 風致景観の保全について

- 土地管理者等の努力により保たれてきた志賀高原に広がる山岳・高原等の風致景観を保全します。
- 主要な展望地や道路沿線などにおいて眺望を妨げている樹木の修景伐採を進める等、利用空間の風致景観の保全・改善に努めます。

② 生態系の保全について

- 生態系の保全や遺伝的な攪乱を防ぐため、外来種等の事前の侵入防止に努めます。また、元々地域内に生育・生息せず、地域外から人為的に持ち込まれたものが明らかなものについては、駆除等の対応を行います。
- 高山植物などの希少な動植物の生息、生育状況の把握に努めるとともに、今後増加が懸念される野生動物の生息状況などの把握に努め、必要に応じて保全対策を検討します。
- スキー場跡地や乾燥化の進む湿原等において、自然再生の取組を推進します。

③ アクティビティの活発化について

- オールシーズンで自然を体感できるアクティビティやコンテンツの充実化を図ります。
- 各アクティビティやコンテンツについて国内外へ情報を発信していきます。
- 駐車スペース、アクセス手段、休憩施設、トイレなど、アクティビティを活発化させるための施設整備を検討します。

④ 世界水準のディスティネーションとしての環境整備について

- 自然と共生する世界水準のディスティネーションとして、世界中から一目置かれる観光地を形成します。
- 多言語サイン・標識の整備、公衆無線 LAN 整備、トイレ洋式化など、外国人観光客の受け入れ体制を整えます。
- 高齢者、障がい者、ベビーカー利用者など、あらゆる人が快適に過ごすことができるよう、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れます。
- 建築物や工作物、広告物の色彩などの統一化、廃屋の撤去、電柱の地下埋設化など周辺の景観と調和した上質な空間整備に努めます。

⑤ 協働と連携の推進について

- 地域内外の関係者による公園づくりを進めるため、協議会を設立し、関係者間の情報共有に努めるとともに、協働による取組を推進します。
- 地域内で進められている志賀高原ユネスコエコパーク等の広域な取組との連携を図ります。
- 環境教育等の活動の拠点である志賀高原自然保護センターなどの活用を図ります。
- 国立公園としてふさわしい風致景観を保全するため、土地管理者等との連携を図ります。

V. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

志賀高原地域は、火山活動による山岳や高原、湖沼等の自然性の高い風致景観のほか、湿生植物や高山性蝶類をはじめとした希少な動植物が生育、生息しているなど、多様かつ豊かな風致景観・自然環境を有しています。また、それらの自然景観の中に宿泊施設、その他の利用施設などが配置され、これまでも自然景観と一体となった施設景観の形成について検討、実施されてきました。これらの風致景観、自然環境については、公園の管理運営に関わる多様な地域関係者と連携して、今後も適正に保全を図るべきものであることから、以下のとおりそれぞれの保全方針を定めます。

保全対象	保全方針
山岳景観	<p>主な構成要素である地形及び植生を保護する。特に、主要展望地から望見される地形及び植生の大規模改変は原則として規制するとともに、必要な工作物の設置に当たっても山岳景観を損なわないように、また、土地管理者等の努力のもと保たれてきた風致景観を損なわないように、規模、色彩、工法等について慎重に選定する。高山植生の保全に当たっては必要に応じて立ち入り禁止等の制札、防止柵等を設置する。</p>
湖沼・湿原景観	<p>山岳及び周辺植生と一体となった、土地管理者等の努力のもと保たれてきた湖沼・湿原景観を保全する。そのため、湖沼や湿原の主要展望地と、視対象である山岳が良好な関係性となるよう、工作物等の眺望阻害要因を極力排除した景観形成を行うとともに、周辺植生の維持に努める。湖沼においては、形状及び水質を保全するため、地形改変を行わず周辺植生を保全するとともに、し尿や雑排水の流入を防止する。また集水域における森林保全にも留意する。湿原においては湿地へ踏み込みがないようにする。乾燥化や土砂堆積等により良好な湖沼・湿地景観の維持が困難な場合は、関係者で協議し適切な保全対策を講じる。</p>
河川景観	<p>土地管理者等の努力のもと保たれてきた河川景観を保全する。工作物等を設置する場合は、規模、色彩、工法等について慎重に選定する。</p>
利用空間	<p>人が手を加えることにより維持されてきた牧場、草原などの維持管理を適切に行う。車道や歩道、宿泊施設などの利用施設がある地域においては、建築物や工作物、広告物などの色彩などに統一感を持たせるとともに、周辺の自然景観と一体感のある上質な空間形成を行うこととする。既存の園地、展望台、道路沿線の視点場などにおいて、山岳景観、湖沼・湿原景観などの視対象の眺望に支障となる樹木が生育している場合は、関係者と協議のうえ、修景伐採などの対策を講じる。</p>

生物多様性	<p>山岳、湖沼及び高原のそれぞれに生息・生育する多様な動植物を保全する。特に生息・生育数などが少ない貴重な野生動物については、その生息・生育状況の把握に努めるとともに、必要に応じてその生息・生育環境を保全・再生する。なお、外来種や従来生息・生育していなかった種の侵入については、高山植物等への影響が甚大となるおそれがあることから、除去等の適切な対応を検討、実施することとする。また、自然再生で使用する樹木等についてはなるべく遺伝的に同系統のものを使用するよう努める。さらに今後、増加による生態系や人との軋轢が懸念される野生動物について、長野県の特定鳥獣管理計画などと連携した取組を推進する。</p>
-------	--

VI. 適正な公園利用の推進に関する事項

1. 利用環境の整備・上質化について

志賀高原地域は、山岳・高原・温泉といった良質な風致景観及び自然資源を有しています。近年は、高速道路網の整備や新幹線の開通等によって大都市圏との時間的距離が短くなり、周辺の主要道路も改良が進みアクセスが容易になったことから、多くの人が気軽に訪れ、自然を楽しむことのできる地域となっています。

本地域では、登山、トレッキング、散策、溪流釣り、スキー、スノーボード、キャンプ等の従来からあるアクティビティだけでなく、最近ではキャニオニングやスタンドアップパドルボード（SUP）といった新たな利用形態も加わり、四季を通じて多種多様な利用が行われています。

しかし、一般的に志賀高原地域＝ウィンタースポーツというイメージが強く、グリーンシーズンの魅力が利用者にはまだ十分に伝わっていません。また、それぞれの利用が独立して成り立っており、宿泊施設の受入体制や交通手段なども含めて志賀高原地域全体として有機的なつながりが弱い状況となっています。さらに、地域内には保養地らしい景観にそぐわない建築物や看板・サイン類も存在しています。

このため、地域内で行われているアクティビティの活発化や受入体制等を含めた利用施設等とのより一層の連携を図ることで、本地域の魅力を横断的に体感できることを目指すとともに、建築物の修景や廃屋の撤去、看板・サイン類多言語化等の訪日外国人観光客への対応などの上質化に取り組むことで、周遊や長期滞在、リピート率の向上につなげ、四季を通じて利用され、世界に通用する観光地としての志賀高原地域を目指します。

2. 適正な公園利用推進のためのルールやマナーについて

志賀高原地域の自然を守り、訪れる利用者全員が快適に利用することができるよう、下記のとおり公園を訪れる利用者に向け、利用のルールやマナーを定めて、関係行政機関、関係団体、施設管理者など（以下、「関係者等」とする）の間で共通認識を持ち、適正な利用を推進します。また、今後も必要に応じて地域ごとに適したルールやマナー等について関係者等の間で検討します。これらの内容については各関係者等において可能な手法で普及啓発することとし、多言語での情報発信等を通じて訪日外国人観光客への普及啓発にも努めます。

① 登山道・散策路（以下、「登山道等」とする）の利用について

- 登山道等を歩く際は、登山道等の荒廃を防ぐため道を外れて歩かないこと。
- ストックを使用する場合は、登山道等の荒廃や植物の損傷を防ぐため、先端（石突き）にキャップを付け、登山道等から外れた位置を突かないこと。
- 登山前には靴底をきれいにして、登山道等に本来生育しない植物の種子等を持ち込まないように注意すること。
- 野生生物や他の利用者への影響が懸念される登山道等においては、ペットは連れ込まないこと。
- 簡易トイレを極力持参すること。

② ごみの処理について

- ごみの持ち帰りを徹底すること。

③ ドローンの利用について

- 湿地やお花畑等脆弱な自然環境が広がる場所や、希少猛禽類の生息地周辺（繁殖時期に限る）においては飛行させないこと。
- 宿泊施設や露天風呂等の周辺や、園地・歩道等の周辺など、プライベート空間や利用者が集中する場所においては飛行させないこと。
- 利用に当たっては、事前に土地所有者及び志賀高原管理官事務所に相談し、その指示に従うこと。

④ バックカントリースキーについて

- 原則として行わないこととする。ただし、ツアーやガイドが同行する場合はその限りではない。

⑤ 車両等の乗り入れについて

- スノーモービルは各地区における利用ルールに従うこと。
- マウンテンバイクを含む軽車両やその他車両は車道や駐車場、コースとして設定された場所以外は原則として乗り入れしないこと。
- 駐停車中の車両はアイドリングストップに心がけること。

⑥ 野生動植物への配慮について

- 人と野生動物との軋轢や野生動物への悪影響を避けるため、餌やりはしないこと。
- 野生動植物の捕獲・採取は地域のルールに従い実施すること。

⑦ たき火について

- 直火でのたき火は行わないこと。

⑧ その他

- 移動販売車はイベント時以外での設置はしないこと。

VII. 行為許可等及び公園事業の取扱いに関する事項

1. 許可、届出等取扱方針

(1) 特別地域及び特別保護地区

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（令和4年4月1日付け環自国発第22040115号）第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準、同条第36項の規定に基づき環境大臣が定めた「上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」（平成12年9月6日付け環境庁告示第61号（志賀高原地区））及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自計第171号・環自国第448-1号）において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針（審査基準）によるものとします。また、国立公園の保護又は利用の推進のために、行為に際し特に配慮を求める事項を下記のとおり定めます。

行為の種類	取 扱 方 針
1. 全行為共通	<p><審査基準></p> <p>(ア) 規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 必要最小限とすること。 <p>(イ) 残土処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園区域外に搬出すること。ただし、行為敷地内における敷き均し等によって風致景観の保護上支障のないよう処理できる場合又は自然公園法に基づく許可等を受けた他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。 <p>(ウ) 廃材処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園区域外に搬出し、適切に処理すること。ただし、風致景観の保護上支障のないよう処理できる場合又は自然公園法の許可等を受け、他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。 <p>(エ) 修景緑化方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工事に伴いやむを得ず生じた裸地は、修景緑化すること。修景緑化に当たっては、「自然公園における法面緑化指針」（平成27年10月環境省自然環境局）を踏まえること。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園区域外でも目的が達成できる各種行為は、国立公園区域外で実施すること。 ● 公園事業として執行することが適当な行為については、公園事業として執行すること。 ● 各種行為を行う場合は、周囲の優れた景観及び生物多様性の保全に十分留意するとともに、外来種を持ち込まないように注意すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 除草には極力薬剤を使用しないこと。 ● 行為に伴う支障木は、可能な限り行為地周辺の修景緑化に使用すること。 ● 特に生息・生育数などが少ない貴重な野生動植物（第Ⅴ章「生物多様性」の項参照）が行為予定地及びその周辺に生息又は生育する場合は、当該希少野生動植物へ悪影響を与えないよう注意すること。
<p>2. 工作物 (1) 建築物 (共通)</p>	<p><審査基準></p> <p>(ア) 外部意匠・色彩・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根の形状は、10分の2以上の勾配を有する切妻、寄棟等とすること。改築又は増築の場合も同様とし建築物全体として統一あるものとする。 <p>ただし、車庫、倉庫、給排水施設等、主たる建築物の用途を補完するための小規模な付帯建築物及び日本の伝統様式を踏襲する社寺等についてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根の色彩は、原則こげ茶色とすること。ただし、自然材料（木材、石材等）を用いる場合は素材色も可とするほか、日本の伝統様式を踏襲する社寺等についてはこの限りではない。 ● 壁面の色彩は原則茶系色とし、自然材料（木材、石材等）を用いる場合は素材色も可とする。 <p>(イ) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋外照明を設置する場合は、建築物のライトアップを目的とするものでないこと。また、照明器具の色はこげ茶とするか、囲い等で覆い視認されないようにすること。光源には動光、点滅を用いないこと及び白色、昼光色以外の色を用いないこと。 ● 車庫、倉庫、給排水施設等、主たる建築物の用途を補完するための機能は、極力主たる建築物に包含すること。やむを得ず同一敷地内で別棟とする場合であっても、主たる建築物と外部意匠、色彩、材料等の調和を図ること。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 壁面の材料は極力木材等の自然材料を使うこととし、やむを得ず自然材料以外のものを使用する場合はこれに模したものを使用すること。 ● 汚水処理は環境に対する負荷を極力低減する措置を施すこと。また、汚水処理に関する地域ルールがある場合にはそれに従うこと。
<p>(2) 道路 (車道)</p>	<p><審査基準></p> <p>(ア) 線形・勾配</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 曲線半径、道路の縦断勾配等は、現地形に順応させることなどにより、自然環境に与える影響を必要最小限とすること。

(イ) 付帯施設

- 道路側溝を設置する際には、皿型側溝を用いるなど野生動物の移動を妨げないよう対策を講じること。
- 橋梁の色彩はこげ茶色とすること。ただし、構造がコンクリートによる場合は、コンクリートの明度を落とすか、石張り又は自然石に模して表面を仕上げる。ただし、園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地から望見されない箇所においてはこの限りではない。
- 防護柵は、ガードケーブルを用いること。ただし、安全確保上やむを得ない場合は、ガードレールも可とする。
- 防護柵の色彩は、ケーブル部分を除きこげ茶色とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も可とする。
- 標識類の設置数や規模は必要最小限とし、支柱、板の裏面の色彩はこげ茶色とし、周辺の標識類とデザイン、規格等の統一を図ること。
- 落石防止柵及び落石防止網の色彩は、支柱等その他の部分をこげ茶色とし、網の部分はこげ茶色又は灰色とすること。
- 擁壁等は、自然石等の自然材料を用いるか、自然材料を模した表面仕上げとすること。ただし、園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地から望見されない箇所においてはこの限りではない。
- 道路照明は、光害防止の観点から、夜間に歩行者が利用する区間において、安全確保上必要最低限のものとする。また、その支柱等の色彩はこげ茶色とすること。ただし、自然材料を用いる場合は素材色も可とする。

(ウ) 法面処理

- 切土及び盛土面は安定化を図るため、必要に応じて緑化等の措置を講ずること。
- モルタル又はコンクリート吹付けは、安全確保上やむを得ない場合に限定し、モルタル又はコンクリートの明度を落とすことにより、風致景観への影響を軽減すること。ただし、園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地から望見されない箇所においてはこの限りではない。

(エ) その他

- 土工事の施工に当たっては、道路敷地外への土石の崩落・流出を防止すること。

<配慮を求める事項>

- 道路管理者は道路敷内の風致景観の保護に努めること。
- 標識類、危険防止柵等で老朽化又は破損したものは、速やかに撤去又は更新すること。
- 廃道敷は、工作物を撤去のうえ、修景緑化する。ただし、取り壊すことにより事故、災害等が発生するおそれのある擁壁等についてはこの

	限りではない。
(3) 配電・送電・通信施設	<p><審査基準></p> <p>(ア) 位置・規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主要展望地、公園事業施設及び公園利用者が通行する道路（車道及び歩道）からの展望・眺望に支障のない位置とすること。ただし、展望・眺望がないよう地下埋設、自然物での遮蔽、既存工作物への付帯（添架）等を行う場合はこの限りではない。 ● 公園利用者から望見される既存施設については、建替えに際し、展望に支障がない位置への移動や地下埋設等を行うこと。ただし、地形等の制限から移動や地下埋設が困難な場合はこの限りではない。 ● 高さ及び本数は必要最小限とすること。 <p>(イ) 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コンクリート柱、鋼管柱はこげ茶色、木柱はこげ茶色又は素材色とすること。 ● 鉄塔・アンテナはこげ茶色とする。ただし、こげ茶色以外の色彩を利用する方が風致景観上の支障が少ないと認められる場合や、他法令の規定による場合、機器の性能に支障が生じる場合についてはこの限りではない。 ● ケーブル類の色彩は、背景に溶け込むよう、原則としてこげ茶色又は黒色とすること。ただし、既存工作物に付帯（添架）させる場合は、既存工作物と調和する色彩とすること。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電力線・通信線等が並行する場合は、可能な限り共架すること。 ● 電柱に設置する支線カバーは、風致に配慮し設置すること。
(4) 治山・治水・砂防施設・河川施設・取水施設	<p><審査基準></p> <p>(ア) 外部意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工作物の露出部分は、自然石等の自然材料を用いるか、自然材料を模した表面仕上げとすることとし、鋼製部分についてはこげ茶色とする。ただし、園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地から望見されない箇所においてはこの限りではない。 <p>(イ) 法面処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法面処理については1. 許可、届出等取扱要領方針の2. 工作物（2）道路（車道）（ウ）と同様の基準による。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて魚道の設置等を行うこと。

<p>(5) 引湯管</p>	<p><審査基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 引湯管は原則として地下埋設とし、風致上支障のないように埋設跡地は原形に復すること。ただし、地形等の制限から移動や地下埋設等が困難な場合はこの限りではない。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 可能な限り共同溝を設けること。
<p>(6) 自動販売機</p>	<p><審査基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自動販売機は、屋外に設置しないこと。
<p>3. 木竹の伐採</p>	<p><審査基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 伐採跡地は、風致景観の保護上支障がないよう、適切に整理すること。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 野生動植物の生息・生育環境の保全及び主要利用道路沿線における風致景観の保護に特に配慮すること。
<p>4. 土石の採取</p>	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 湿原・温泉・湧水等の水文環境への影響を十分考慮すること。
<p>5. 広告物等の設置</p>	<p><審査基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 目的を達成することが可能な範囲で最も風致景観の保護上支障の少ない位置とすること。 ● 乱立防止のため、必要最小限の個数とするほか、同種のもの及び同位置に設置するものは統合すること。 ● 主要展望方向には設置しないものとし、かつ、風致景観の保護上支障の少ない箇所を選定したものであること。 ● 本体に使用する材料は、原則として木材、石材等の自然材料又は自然材料を模したものとすること。 ● 本体の色彩は黒、茶系色の濃色とすること。ただし木材、石材等自然材料を用いる場合は素材色も可とする。 ● 表示面に使用する色彩は、自然材料の素材色、茶色、ベージュを基調とすること。ただし、法令に基づくものや安全確保上必要なもの等公共性の高いものはこの限りではない。 ● 表示面に記載する文字は白色及び黒色を基本とすること。ただし、法令に基づくものや安全確保上必要なもの等公共性の高いものはこの限りではない。 <p><配慮を求める事項></p>

	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園利用に係る標識類のデザインは、「自然公園等施設技術指針」における公共標識（サイン類）に準じたものとする。ただし、地域統一のデザインがある場合にはその限りではない。 ● 公園利用に係る標識類を設置する際は、可能な限り外国語を併記すること。 ● のぼり旗のような、周囲の風致景観との調和が取れない形態のものは設置しないこと。ただし、社寺境内地等における祭典、法要又は地域の年中行事等として一時的に行われるものについてはその限りではない。 ● 設置された標識類が汚損した場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等の維持管理を行うこと。
6. 学術研究共通	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行為に当たっては、あらかじめ志賀高原管理官事務所に連絡するとともに、申請書（協議書）及び指令書（回答書）の写しを携行のうえ、行為が許可されていることを示す腕章等を着用すること。 ● 公園利用者の集まりやすい場所における行為は避けること。 ● やむを得ず高山植物群落等に立ち入る場合には、植物の損傷を最小限とする措置を講じること。 ● 行為終了後6ヶ月以内に、行為の結果（例：採取場所、採取数量等）及び当該行為に係る指令書（回答書）の日付・文書番号を電子メール等で志賀高原管理官事務所へ提出すること。 ● 行為の結果に係る報告書を作成した場合は、当該報告書を電子メール等で志賀高原管理官事務所へ提出すること。
7. 植物の採取又は損傷、落葉落枝の採取、動物の捕獲又は殺傷及び動物の卵の採取又は損傷	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 採取、損傷、捕獲及び殺傷する数量については必要最小限とし、可能な限り採取等を行う地域を分散させること。

(2) 普通地域

普通地域内の行為に係る措置命令等の処分は、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（令和4年4月1日環自国発第22040115号）第25の規定に基づき、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処分基準」（平成13年5月28日環自国第212号）によるほか、1.

(1) 特別地域の取扱方針を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導します。

2. 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業執行等取扱要領」（令和4年4月1日環自国発第22040111号）第10によるほか、下記の取扱方針によるものとします。

事業の種類	取 扱 方 針
1. 全事業共通	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設整備・管理運営方法ともに周囲の優れた風致景観及び生物多様性の保全に十分配慮すること。 ● 事業敷地選定の際には、施設設置後に周辺の風致景観や環境が大幅に変化しない場所を選定すること。 <p><審査基準></p> <p>(ア) 位置・規模等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 敷地内の建築物や駐車場等の施設以外の部分は、施設の管理運営に支障のない範囲で、全て緑地として管理育成すること。 ● 事業施設の規模、事業の目的及び機能を達成する範囲で、必要最小限とすること。 <p>(イ) 残土処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園区域外に搬出すること。ただし、行為敷地内における敷き均し等によって風致景観の保護上支障のないよう処理できる場合又は自然公園法に基づく許可等を受けた他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。 <p>(ウ) 廃材処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園区域外に搬出し、適切に処理すること。ただし、風致景観の保護上支障のないよう処理できる場合又は自然公園法の許可等を受け、他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。 <p>(エ) 修景緑化方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工事に伴いやむを得ず生じた裸地は、修景緑化すること。修景緑化に当たっては、「自然公園における法面緑化指針」（平成27年10月環境省自然環境局）を踏まえること。 <p>(オ) 法面処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 切土及び盛土面は安定化を図るため、必要に応じて緑化等の措置を講ずること。 ● モルタル又はコンクリート吹付けは、安全確保上やむを得ない場合に限定し、モルタル又はコンクリートの明度を落とすことにより、風致景観への影響を軽減すること。ただし、園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地から望見されない箇所においては、この限りではない。 <p>(カ) 壁面後退距離</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ● 積雪地帯であり道路や歩道などへの落雪の影響を避けるため、建築物の壁面線（建築物の外側又はこれに代わる柱の中心線の水平投影線をいう。）は、敷地境界から5m以上離すこと。ただし、敷地面積、地形等により後退できない等の明確な理由がある場合には、除雪その他に支障のないよう留意する。 <p>(キ) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の外部意匠・色彩・材料については1. 許可、届出等取扱方針の2. 工作物（1）建築物（共通）（ア）と同様の基準による。 ● 車庫、倉庫、給排水施設等、主たる建築物の用途を保管するための機能は、極力主たる建築物に包含すること。やむを得ず同一敷地内で別棟とする場合であっても、主たる建築物と外部意匠、色彩、材料等の調和を図ること。 ● 駐車場の取付道路は、風致景観の保護上支障のない範囲内で、建築物の規模に見合った必要最小限の規模とすること。 ● 屋外照明は安全確保上、必要最小限の数とするとともに、建築物や自然物のライトアップを目的としたものとししないこと。また、照明器具の色彩はこげ茶とするか、囲い等で視認されないようにし、展望・眺望の妨げにならない位置に設置すること。また、照明器具は、漏れ光の少ない器具、昆虫類の誘引特性の小さい器具及び装飾性の少ない器具を選定すること。光源には動光、点滅を用いないこと及び白色、昼光色以外の色を用いないこと。 ● 各公園事業の案内標識等は1. 許可、届出等取扱方針の5. 広告物等の設置と同様の基準とする。 ● 各公園事業施設に自動販売機を設置する場合は、1. 許可、届出等取扱方針の2. 工作物（6）自動販売機と同様の基準とする。ただし、事業施設として設置されるスキー場の自動券売機は除く。 ● 電線や引込線、引湯管等の地下埋設については、1. 許可、届出等取扱方針の2. 工作物（3）配電・送電・通信施設及び（5）引湯管と同様の基準とする。 <p><管理運営方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安全快適な利用のため、施設の点検補修、清掃、整理整頓、草刈り等の維持管理を定期的に行うこと。 ● 周囲の自然環境の保全に十分配慮し、ごみやし尿の適切な処理や騒音防止等の対策を講ずること。必要に応じてごみの投げ捨て防止及びごみの持ち帰り運動を推進すること。 ● 特に公園利用者が集まりやすい場所や通過の多い場所においては、危険木を適切に処理すること。また、必要に応じて通景伐採や、周辺の林分等の自然環境の適切な維持管理を行うこと。 ● 各種行為に当たっては、他法令や関係者との調整を十分に行うこと。
--	--

	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行為に伴う支障木は、可能な限り行為地周辺の修景緑化に使用すること。 ● 特に生息・生育数などが少ない貴重な野生動植物（第Ⅴ章「生物多様性」の項参照）が行為予定地及びその周辺に生息又は生育する場合は、当該希少野生動植物へ悪影響を与えないよう注意すること。 ● 各種行為を行う場合は、周囲の優れた景観及び生物多様性の保全に十分留意するとともに、外来種を持ち込まないよう注意すること。 ● 施設の周囲には、人工的なイメージを和らげ、周辺の自然環境と調和させるため、可能な限り樹木残置又は修景植栽を施すよう配慮すること。ただし、休憩所や案内所等、建築物を見せることが公園利用上適切なものについてはこの限りではない。 ● 展望地においては、必要に応じて展望・眺望の支障となる木竹の伐採を行うこと。 ● 壁面後退した箇所は、除雪に支障のない範囲で緑化や商業施設の誘客を促す空間として利用する等、街並み景観の向上に資する空間となるよう配慮すること。 ● 外部意匠については、審査基準を遵守したうえで、建築物の高さや屋根の向き・勾配は統一感のある街並み形成に特に重要であることから、これらについては周辺建築物と調和をとるよう配慮すること。 ● 付帯施設の取付道路について、取付道路が接続する道路は、施設の規模や種類によっては交通量が大きく増加する可能性があることを踏まえ、取付道路の位置を十分検討すること。 ● 施設の設置に当たっては、ユニバーサルデザインの導入を検討するとともに、温室効果ガス削減に向けて省エネルギーや自然エネルギーの導入等を検討すること。 ● 污水施設は環境に対する負荷を極力低減する措置を講ずること。また、污水処理に関する地域ルールがある場合にはそれに従うこと。
2. 道路（車道）	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現行計画車道はほとんどが完成しているため、今後は部分的な改良や防災工事が主体となる。 <p>ただし、亜高山帯を通過するため、修景緑化面が未だ不十分な箇所が多くあることから、通行の安全性を考慮しつつ、植生回復の実施を行うよう指導する。</p> <p><審査基準></p> <p>(ア) 線形・勾配</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1. 許可、届出等取扱方針の2. 工作物（2）道路（車道）（ア）と

	<p>同様とする。</p> <p>(イ) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1. 許可、届出等取扱方針の2. 工作物(2) 道路(車道)(イ)と同様の基準とする他、以下のとおりとする。 ● スノーシェッド・ロックシェッドを新設する場合は、表面仕上げを自然材料を用いるか石張り又は自然石に模したものとすること。金属部分の色彩については、こげ茶色又は灰色にすること。 <p>(ウ) 廃道の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 廃道敷は、工作物を撤去のうえ、修景緑化する。ただし、取り壊すことにより事故、災害等が発生するおそれのある擁壁等についてはこの限りではない。 <p>(エ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1. 許可、届出等取扱方針の2. 工作物(2) 道路(車道)(エ)と同様の基準とする。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 標識類、危険防止柵等で老朽化又は破損したものは、速やかに撤去又は更新すること。
<p>3. 道路(歩道)</p>	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 歩道の新設に当たっては、自然環境及び風致景観の保護を最優先とし、特に高山植物等の保護を図ること。また、利用者の安全に配慮した整備をすること。また、単に最短距離で目的地に至るものではなく、土地の改変を最小限にする配慮をしたうえで、ビューポイント等を効果的につなぎ、沿線の自然に親しみ、自然を学習できるルートを選定するとともに、利用者の安全に配慮した整備をすること。 ● 雨水等による浸食及び利用者の踏圧等による裸地化が進まないよう整備することとし、木道、立入防止柵、排水溝等の設置等必要な対策をとること。 ● 既に浸食等により荒廃の生じた部分については、土留め等により土壌の安定化を図るとともに、植生回復のための必要な方策を検討すること。 <p><審査基準></p> <p>(ア) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1. 許可、届出等取扱方針の2. 工作物(2) 道路(車道)(イ)と同様の基準とする。 <p>(イ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1. 許可、届出等取扱方針の2. 工作物(2) 道路(車道)(エ)と同様の基準とする。

	<p><管理運営方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管理者は、下草の刈り払い、危険木の処理、危険の予想される箇所の十分な点検・管理が行うことのできる体制を確立すること。 ● 巡視を励行し、利用者に適切な情報を提供すること。
4. 園地	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 展望、休憩、情報提供等、地域の利用特性に応じた整備を図る。 <p><審査基準></p> <p>(ア) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 施設の規模・外部意匠・色彩・材料については、次のとおりとする。 <p>① 建築物</p> <p>2. 公園事業取扱方針5. 宿舎と同様とする。</p> <p>② 園路</p> <p>安全で快適な利用を確保するための舗装、歩車道の分離を行うこと。</p> <p>③ その他</p> <p>落石防止柵及び落石防止網の色彩は、支柱等の部分をこげ茶色とし、網の部分をこげ茶色又は灰色とすること。</p> <p>擁壁等は、自然石積等の自然材料を用いるか、自然材料を模した表面仕上げとすること。</p>
5. 宿舎	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国立公園の利用拠点としての機能を十分発揮するよう整備するとともに、常に高いホスピタリティを維持するよう努める。 <p><審査基準></p> <p>(ア) 規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次の要件に適合したものとすること。 ・建築物の高さは15m以下（煙突及びテレビアンテナを除く。）とする。ただし、既に15mを超えている既存建築物の増改築又は建替えの場合は従前の高さを超えないものとすること。 <p>(イ) 外部意匠・色彩・材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1. 許可、届出等取扱方針の2. 工作物（1）建築物（共通）（ア）と同様の基準による。 <p>(ウ) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋外照明は風致景観に配慮したものとすること。 ● テナントに関する広告物は、目的を達する範囲で最も風致上の支障の小さい位置とし、同種の目的を持つ広告物は統合すること。なお、屋上看板は風致景観上支障があるため認めない。

	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 園芸植物をベランダ等に植える場合、種子が飛散しないよう努めること。
6. 野営場	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の利用拠点として、また周辺の自然に親しむ拠点として、整備を図る。 <p><審査基準></p> <p>(ア) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 園路は4. 園地 (ア) ②と同様とする。 <p>(イ) 管理運営方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適度な緑陰を確保するための措置を講ずること。
7. スキー場	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3年6月7日付け環自第315号自然保護局長通知)によるものとする。 ● 自然環境の保全及び利用者の安全に配慮した整備を行うこと。 ● 利用率の悪いコースについては、閉鎖し、その後植生復元を含め当該地の取扱いを自然環境や景観への配慮の観点からよく検討すること。 <p><審査基準></p> <p>(ア) 規模等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路及び駐車場を設ける場合には、風致の保護上支障が少ない範囲内において、スキー場の収容力に見合うよう必要最小限の規模とすること。 <p>① 滑降コース及びゲレンデ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 規模は、安全性を確保するうえで必要最小限のものとし、次の要件に適合したものとする。また、冬の自然にふれあうための歩くスキーのコースの確保も検討すること。 <p>a. 位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害の危険性がなく、大規模な造成を伴わない位置とする。増設に当たっては、各ゲレンデの既存部の最高部を超えないこと。 <p>b. 規模及び幅員</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 滑降コース・ゲレンデの幅は50m以下とすること。既に幅が50mを超えている滑降コース・ゲレンデの整備は、従前の幅を超えないように行うこと。 <p>c. 滑降コース、ゲレンデの間隔</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 滑降コース、ゲレンデの配置に当たっては、十分な施設間隔を保つ

	<p>こと。</p> <p>d. 造成方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自然地形を生かしたものとし、安全確保上やむを得ない場合を除き土地の造成を行わないこと。やむを得ず造成する場合は、必要最小限とし、速やかな緑化を図ること。 <p>e. 修景緑化方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 造成後、コース、ゲレンデの周囲等は、危険防止及び防災上の適切な措置を講じた上、修景緑化を行うこと。修景緑化に当たっては、「自然公園における法面緑化指針」（平成 27 年 10 月環境省自然環境局）を踏まえること。 <p>② スキーリフト等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 必要性を十分検討したうえで、次の要件に適合したものとする。 <p>a. 位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害の危険性がなく、かつ、大規模な自然環境の改変が生じない位置に設置すること。 <p>b. 色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支柱は黒又はこげ茶色とし、機械の金属部分は灰色等の目立たない色彩を用いること。 ● 搬器は黒、こげ茶又は灰色等の目立たない色彩とすること。 <p>(イ) 付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 休憩所、食堂、管理事務所、避難小屋等の建築物（ただしレーキやショベルといった小規模な除雪道具の格納庫等小規模なものは除く。）の規模、外部意匠・色彩・材料は、5. 宿舎と同様とする。 ● 地形を改変するスノーボード用ハーフパイプ等の造成はしないこと。 ● 標識類の色彩等は 1. 全事業共通に準じること（ただし、利用者の安全確保のために設けられたものについてはこの限りではない）。また、リフトの支柱、搬器への掲出は認めない。 ● ナイター施設の支柱の高さは必要最小限とするとともに、その色彩はこげ茶色とすること。 ● 屋外に設置された自動券売機について、使用しない時期は周囲から見えないように遮蔽するか、移動できるものについては屋内に移動すること。 <p>(ウ) 管理運営方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者は、利用者の安全を十分に確保するための管理運営体制を明確にすること。 ● スキー利用期以外の利用は園地事業又は野営場事業として把握する。 <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 融雪防止剤及びこれに類するものは、散布しないこと。
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ●他の利用者や野生動物への影響が考えられるため、拡声器の使用はスキヤーの安全確保及び環境保全上の指導等必要最小限に留めること。 ●ナイター施設は野生動物の生息環境に影響を及ぼさないよう配慮すること。
8. 索道 運送施設	<p><審査基準></p> <p>(ア) 規模等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●索道駅舎等の建築物の高さは13m以下とすること。ただし、既に13mを超えている建築物については、高さが既存高以下、階数が既存階数以下の範囲において増改築を行う場合はこの限りではない。 ●建築物の外部意匠・色彩・材料は5. 宿舎と同様とする。 ●標識の掲出及び色彩については7. スキー場と同様とする。
9. 排水施設	<p><審査基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設の規模等は現状程度とし、施設の改修に当たっては、自然改変を極力少なくすること。 ●排水管は地下埋設すること。ただし、地形等の制限から移動や地下埋設等が困難な場合はこの限りではない。 ●付帯する建築物の外部意匠・色彩・材料については1. 許可、届出等取扱方針の2. 工作物(1)建築物(共通)(イ)と同様の基準によること。ただし、園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地から望見されない箇所においてはこの限りではない。
10. 植物園	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の自然情報の提供、案内、環境教育活動等を行う施設として整備すること。 ●利用者の安全及び風致景観との調和に配慮して整備すること。 <p><審査基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ●建築物の規模・外部意匠・色彩・材料は5. 宿舎と同様とする。
11. 博物・展示施設	<p><基本方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域の自然情報の提供、案内、環境教育活動等を行う施設として整備すること。 ●利用者の安全及び風致景観との調和に配慮して整備すること。 <p><審査基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ●建築物の規模・外部意匠・色彩・材料は5. 宿舎と同様とする。

VIII. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項

「国の宝」であると同時に「地域の宝」でもある上信越高原国立公園志賀高原地域の管理運営は、地域の多様な関係者と共通認識を持ち、協働によって行う必要があります。そこで、本地域の管理運営を地域の様々な主体が協働して行う仕組み（協働型管理運営体制）を構築することを旨とし、関係する団体、行政機関等による情報共有、意見交換等を行う場として「連絡協議会（仮称）」を設置し、連絡協議会のもと、協働型管理によって国立公園の保護及び利用を推進することとします。

連絡協議会は、目的を達成するために、次の事業を行います。

- (1) 自然環境の保護と利用に関する情報の共有化
- (2) ビジョン、管理運営方針及び各種事業に関する事項
- (3) 広域的に取り組むべき課題の検討及び解決
- (4) その他、連絡協議会の目的を達成するために必要な事項

連絡協議会は年1回程度開催し、関係者間の情報共有と課題の解決に当たります。

幅広い関係者によって取り組むべき事項は事業として実施することとします。事業の実施に当たっては、必要に応じて具体的な取組内容及び役割分担を記載した行動計画を連絡協議会でつくり、協働で取り組むことを基本とします。また、連絡協議会の下部組織として、必要に応じて部会等を設置し、連絡協議会構成員が主体的に国立公園の管理に取り組むこととします。

資料編

資料編

上信越高原国立公園志賀高原地域管理運営計画検討会（名簿、作成経緯）

①検討会名簿

【関係団体】

一般財団法人和合会	一般財団法人共益会
地縁団体野沢組	志賀高原観光協会
木島平村観光振興局	野沢温泉観光協会
栄村秋山郷観光協会	志賀高原旅館組合
志賀高原索道協会	野沢温泉スキー場
株式会社地獄谷野猿公苑	志賀高原地区山岳遭難防止対策協議会
秋山校区区長会	志賀高原漁業協同組合
中野市八ヶ郷土地改良区	夜間瀬かんがい排水事業組合
信州大学教育学部附属志賀自然教育研究施設	志賀高原プリンスホテル
株式会社奥志賀高原リゾート	—

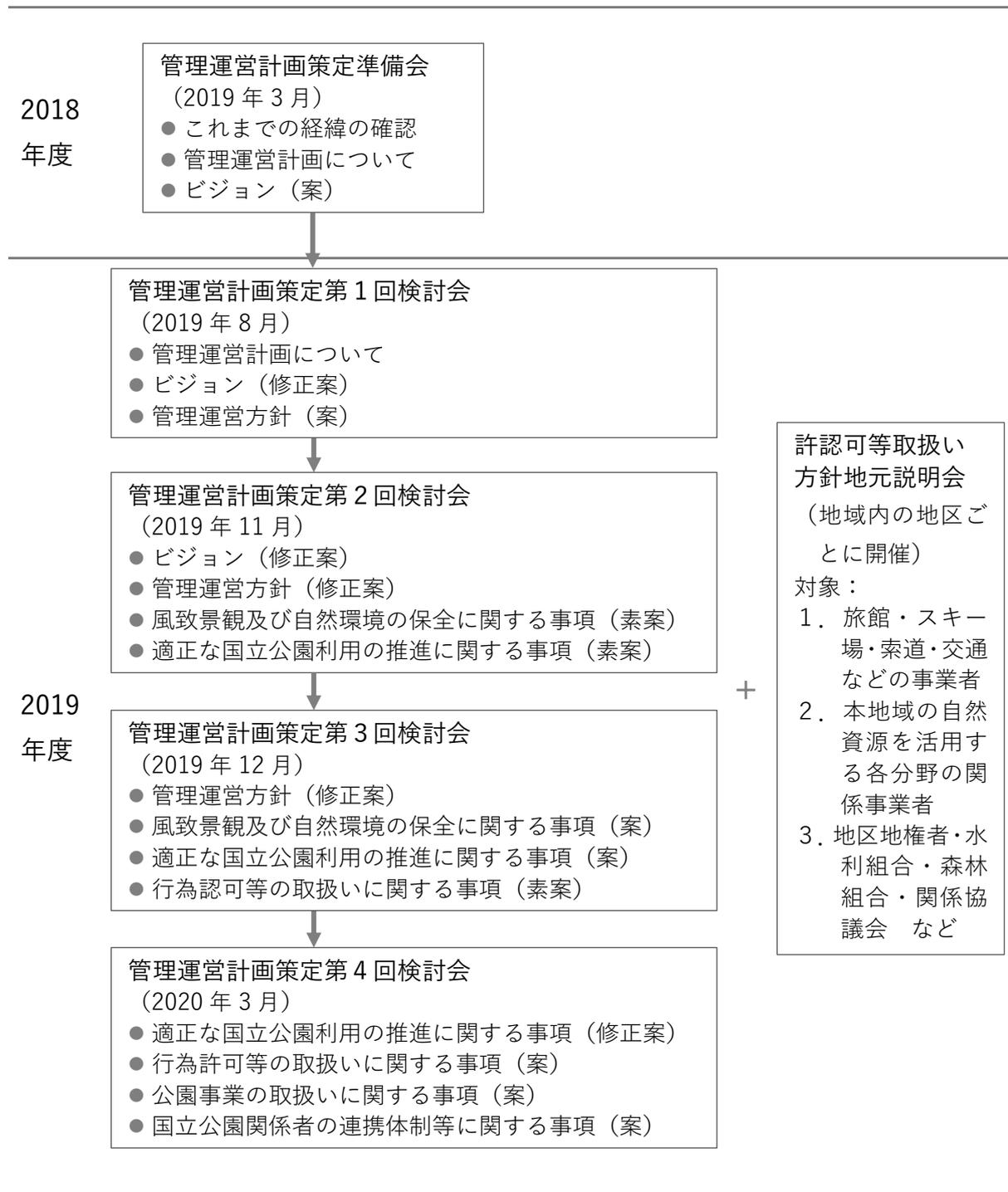
【関係行政機関】

林野庁中部森林管理局北信森林管理署	
長野県環境部	自然保護課
長野県北信地域振興局	環境課
	商工観光課
	林務課
	農地整備課
長野県北信建設事務所	整備課
山ノ内町	総務課
	観光商工課
	農林課
	建設水道課
木島平村	産業課
野沢温泉村	観光産業課
栄村	商工観光課
	産業建設課

【事務局】

環境省信越自然環境事務所国立公園課／志賀高原自然保護官事務所

②作成経緯



項	行為の種類	号	基準の内容				
第2項	工作物の新築、改築又は増築のうち申請に係る国立公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者その他の者であつて、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び昭和50年4月1日（同日後に申請に係る場所が特別地域、特別保護地区又は海城公園地区に指定された場合にあつては、当該指定の日。以下「基準日」という。）において申請に係る場所に現に居住していた者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物（基準日以後にその造成に係る行為について法第20条第3項、第21条第3項又は第22条第3項の規定による許可の申請をした分譲地等（第4項に規定する分譲地等をいう。）内に設けられるものを除く。）の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前項の規定の適用を受けるものを除く。）	本文	第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海城公園地区、植生の復元が困難な地域等内で行われるものでないこと。 第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 当該建築物の高さ（ 避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分建築設備及びテレビアンテナを除いた建築物の地上部分（地下にある車庫の最小限の出入口の部分を除く。）の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第4項及び第6項において同じ。）が13メートル（その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること				
		ただし書	既存建築物の改築等であつて、前項第5号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。 第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。				
		第4項	本文	第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海城公園地区、植生の復元が困難な地域等内で行われるものでないこと。 第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。			
		第1号	保存緑地（第9項第4号及び第5号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。				
		第2号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10m（その高さが現に10mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。				
第3号	分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。						
第4号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）が1000㎡以上であること。						
第5号	集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が250㎡以上であること。						
第6号	総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第6項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の土欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。 <table border="1" data-bbox="763 1433 1818 1516"> <thead> <tr> <th>地種区分</th> <th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地域	20%以下	40%以下
地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合					
第2種特別地域	20%以下	40%以下					

			第3種特別地域	20%以下	60%以下
第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。				
第8号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。				
第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。				
第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。				
第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下330㎡以下であり、かつ、総延べ面積（地下にある車庫の面積を除く。）が990㎡以下であること。				
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。				
	第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの			
	第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。			
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海域公園地区、植生の復元が困難な地域等内で行われるものでないこと。	
		第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。		
		第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		
		第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
		第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。		
		第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。		
		第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。		
		第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下330㎡以下であり、かつ、総延べ面積（地下にある車庫の面積を除く。）が990㎡以下であること。		
	第1号	当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。			
	第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。			
		地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	
		第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	
		第2種特別地域内における敷地面積が	15%以下	30%以下	

		500 m ² 以上 1000 m ² 未満		
		第2種特別地域内における敷地面積が1000 m ² 以上	20%以下	40%以下
		第3種特別地域	20%以下	60%以下
		地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合
		第2種特別地域	20%以下	40%以下
		第3種特別地域	20%以下	60%以下
	ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。		
		第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの	
		第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	

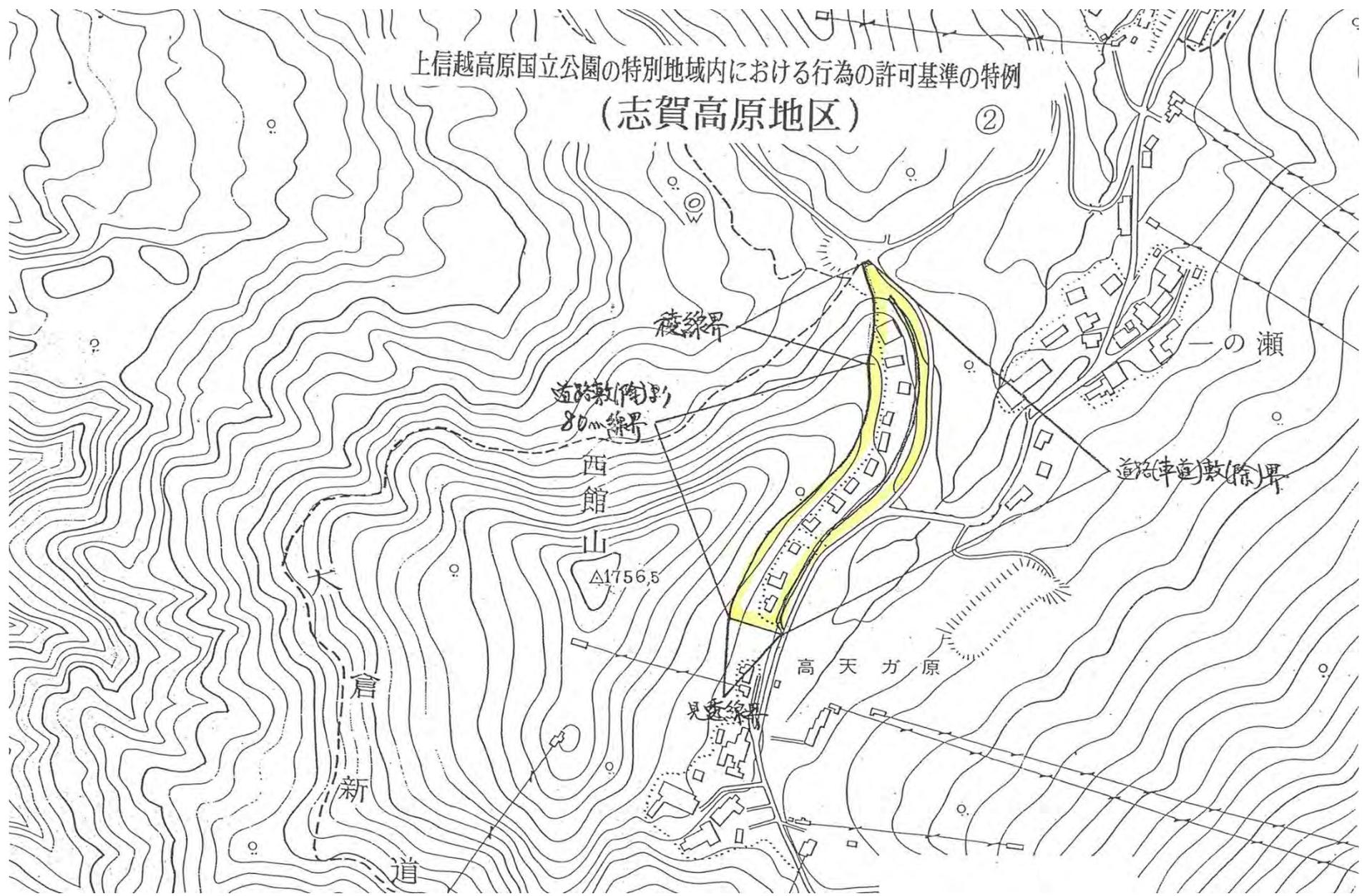
上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(志賀高原地区)

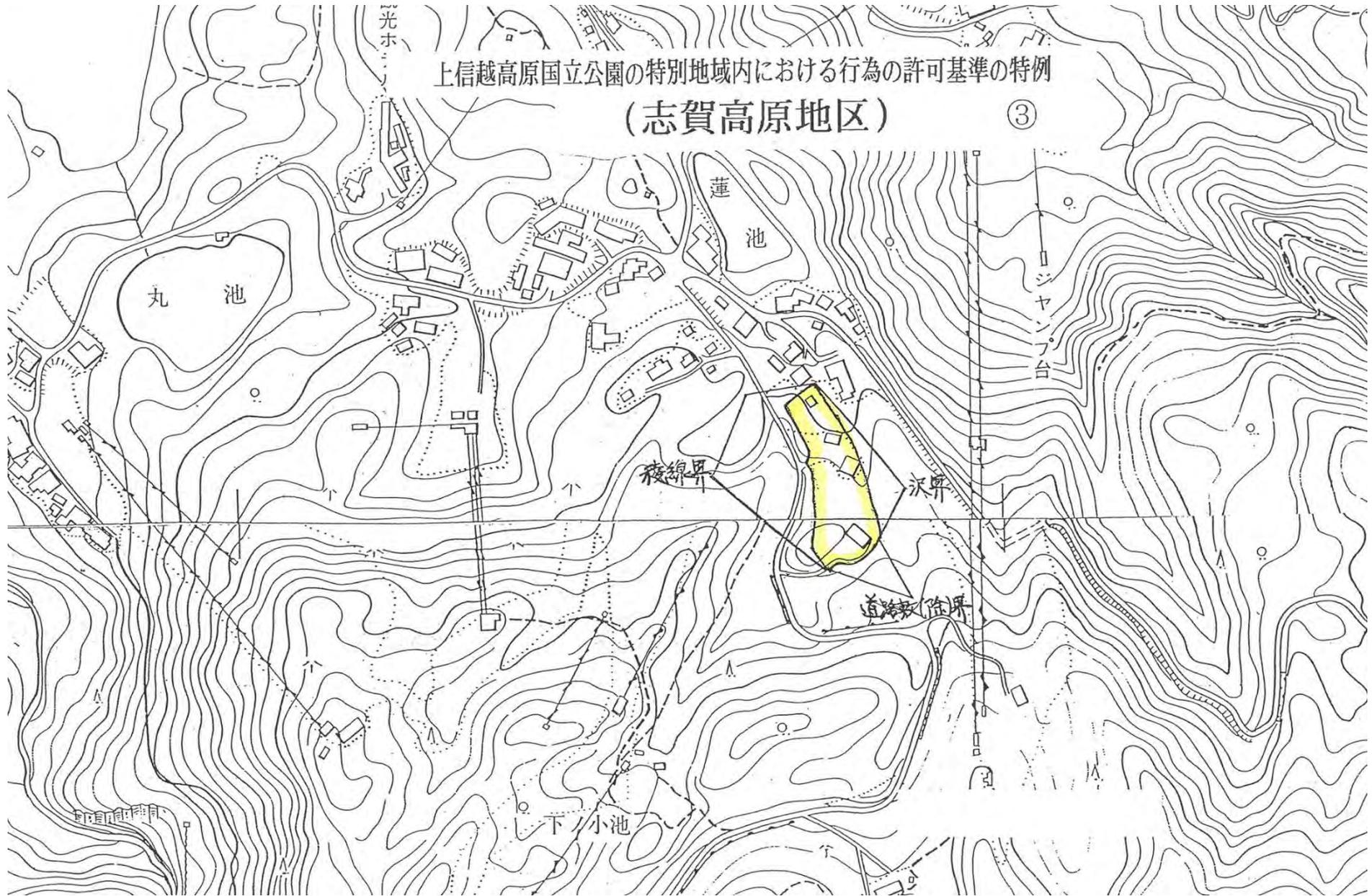
①



上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例
(志賀高原地区) ②



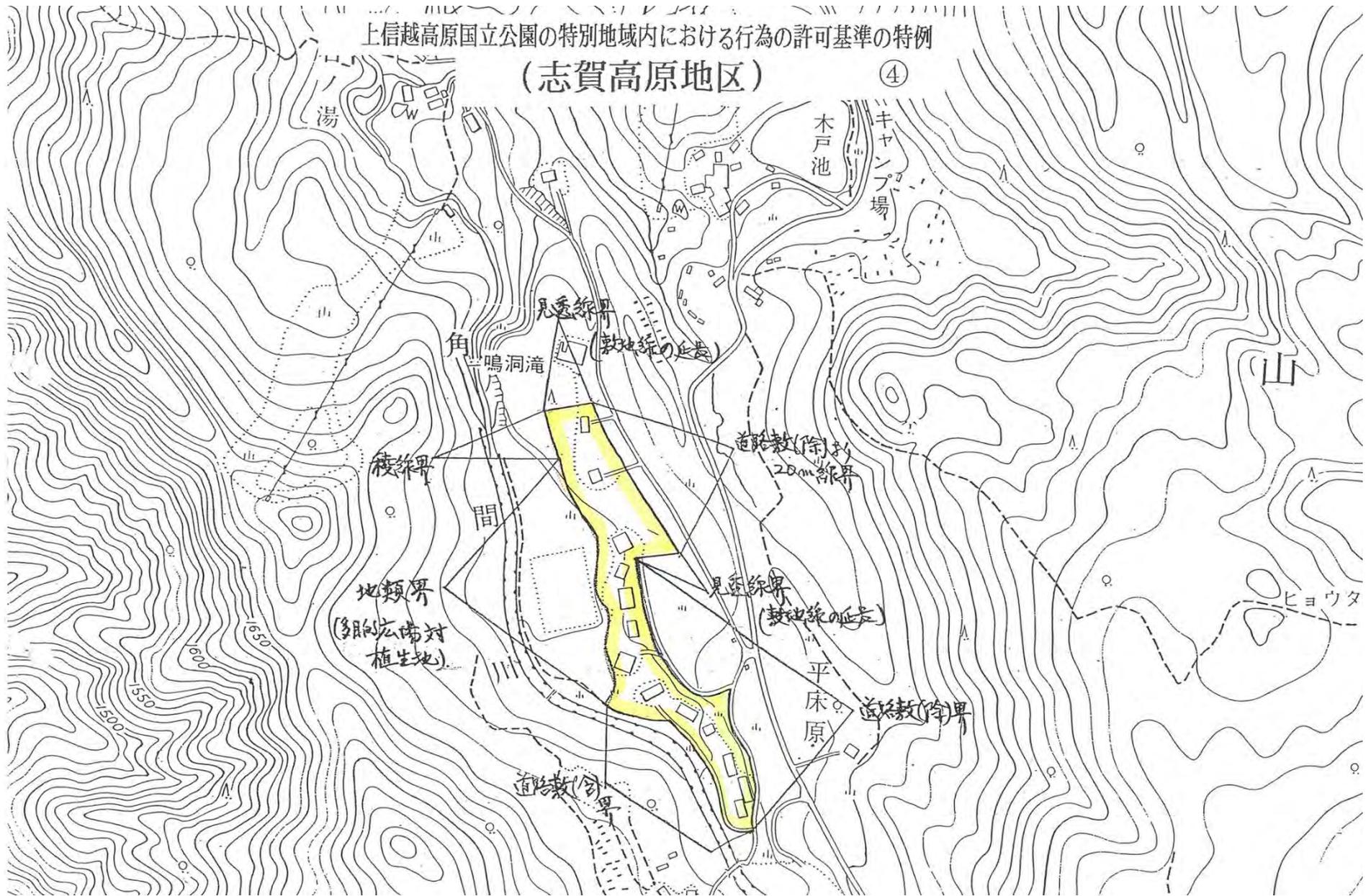
上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例
(志賀高原地区) ③



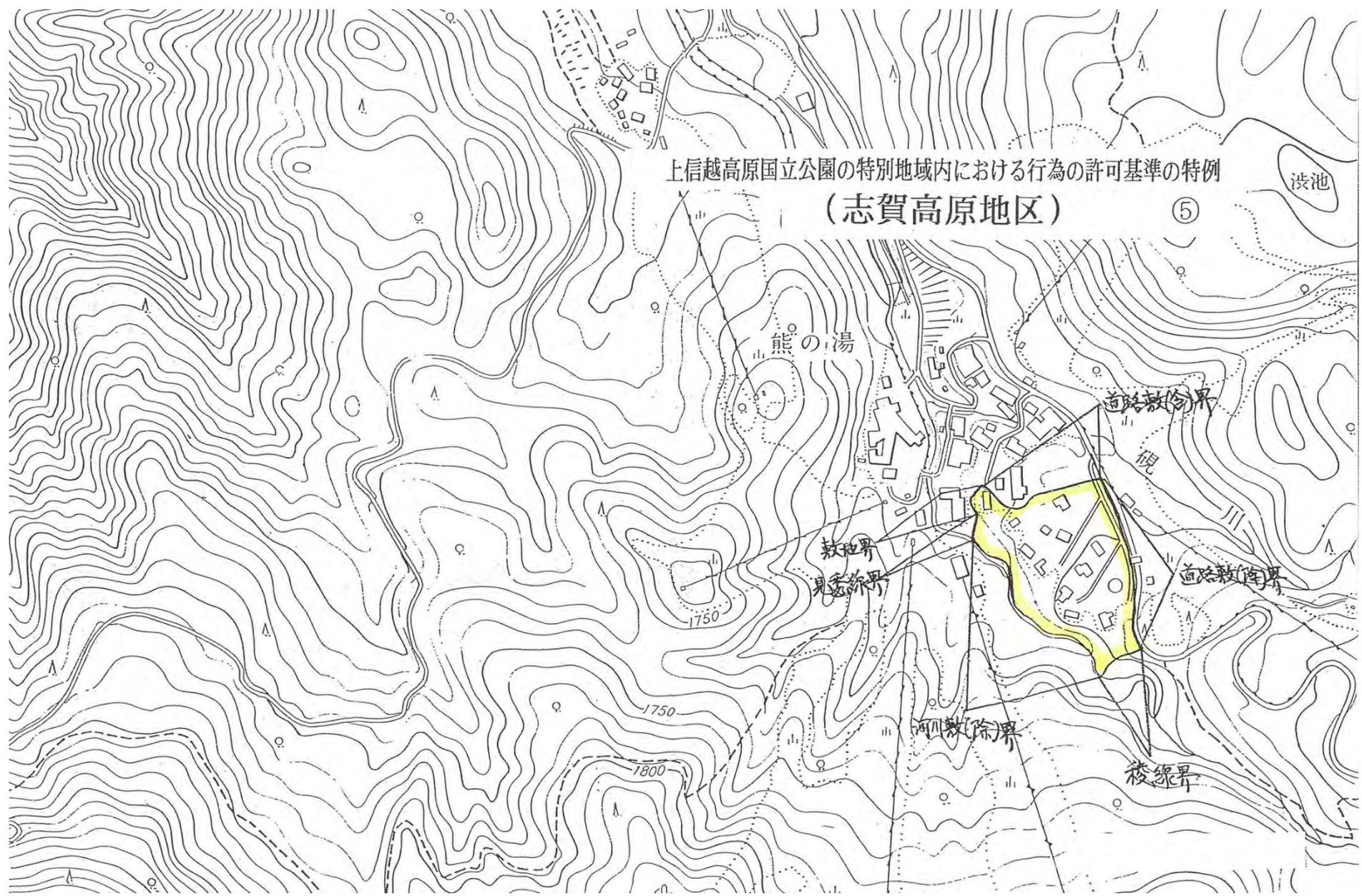
上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(志賀高原地区)

④



上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例
(志賀高原地区)



上信越高原国立公園指定植物一覧表（令和5年8月8日環境省告示第57号）

特別地域において、採取または損傷を規制する植物は次のとおりである。

科名	種名
カワモズク	アオカワモズク、ホソカワモズク
ヒカリゴケ	ヒカリゴケ
ミズゴケ	ミズゴケ属
ヒカゲノカズラ	ヒメスギラン、コスギラン（エゾノコスギラン、チシマスギラン）、ヤチスギラン、タカネヒカゲノカズラ、マンネンスギ（ウチワマンネンスギ、タチマンネンスギ）、スギラン
ミズニラ	ヒメミズニラ(エゾミズニラ)
イワヒバ	エゾノヒメクラマゴケ（エゾヒメクラマゴケを含む。）（ミヤマヒメタチクラマゴケ、エゾクラマゴケ）、コケスギラン、ヒモカズラ（ヒメヒカゲノカズラを含む。）、ヤマクラマゴケ）、イワヒバ（イワマツ）
ハナヤスリ	ヒメハナワラビ（アキノハナワラビ、ヘビノシタ）、エゾフユノハナワラビ（アズサハナワラビ及びヤマハナワラビを含む。）、ウスイハナワラビ
コケシノブ	ヒメコケシノブ、コケシノブ、ヒメハイホラゴケ（ヒメホラゴケ）
イノモトソウ	ミヤマウラジロ（アオミヤマウラジロ、アオジクミヤマウラジロ）
ナヨシダ	ウスヒメワラビモドキ（ミヤマウスヒメワラビ）、ナヨシダ、ウサギシダ（アオキガハラウサギシダ）、エビラシダ、イワウサギシダ
チャセンシダ	ヒメイトラノオ、クモノスシダ（ヤマドリトラノオを含む。）（ツノダシクモノスシダ）、イチョウシダ、コタニワタリ（ハガワリコタニワタリ）、イトラノオ、アオチャセンシダ
イワデンダ	トガクシデンダ（カラフトイワデンダ、ケンザンデンダ）、コガネシダ（ジョウシュウコガネシダ）
シシガシラ	ミヤマシシガシラ（アオジクミヤマシシガシラ）
メシダ	テバコワラビ、イワイヌワラビ、タカネサトメシダ、ミヤマヘビノネゴザ、キタノミヤマシダ
ヒメシダ	ニッコウシダ、オオバショリマ（ヤクシマショリマ）
オシダ	ニオイシダ、ナンタイシダ（ヤマシノブ）、アヅミイノデ（アズミイノデ、カラクサイノデ）、カラクサイノデ（シノブイノデ、キタノカラクサイノデ）
シノブ	シノブ（タイワンシノブ）
ウラボシ	ナガオノキシノブ（ホソバノキシノブ）、ホテイシダ、ミヤマノキシノブ、ヒメサジラン、カラクサシダ、オシヤグジデンダ(オシヤクジデンダを含む。)(オシヤゴジデンダ)、ピロードシダ（ピロウドシダ、タイワンピロードシダ）、ミヤマウラボシ
マツ	ハイマツ
ヒノキ	ミヤマビャクシン（ミヤマハイビャクシンを含む。）（シンパク）、ホンドミヤマネズ（ミヤマネズを含む。）
イチイ	キャラボク

科名	種名
スイレン	ヒツジグサ (エゾノヒツジグサ、エゾヒツジグサ)
マツブサ	チョウセンゴミシ (チョウセンゴミンを含む。)
ウマノスズクサ	ミヤマアオイ、コシノカンアオイ、ミクニサイシン、ウスバサイシン (サイシン、カワリウスバサイシン)、トウゴクサイシン
モクレン	オオヤマレンゲ
サトイモ	ヤマトテンナンショウ (カルイザワテンナンショウ)、ヒロハテンナンショウ、ミクニテンナンショウ、ヒメカイウ (ミズザゼン、ミズイモ)、ヒンジモ、ミズバショウ、ナベクラザゼンソウ、ヒメザゼンソウ、ザゼンソウ (ダルマソウを含む。)
チシマゼキショウ	チシマゼキショウ (チャボゼキショウ、ハコネハナゼキショウ及びアポイゼキショウを含む。)(クロミノイワゼキショウ、クロミゼキショウ、リシリゼキショウ)、ハナゼキショウ (イワゼキショウ)、イワショウブ (ムシトリゼキショウを含む。)
ホロムイソウ	ホロムイソウ (ホリソウ)
ヒルムシロ	ホソバヒルムシロ、イトモ
サクライソウ	オゼソウ (テシオソウ)
キンコウカ	ネバリノギラン、キンコウカ
シュロソウ	ショウジョウバカマ、キヌガサソウ、クルマバツクバネソウ、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ (シロバナエンレイソウ)、シュロソウ (オオシュロソウ)、タカネアオヤギソウ (ムラサキタカネアオヤギソウ及びタカネシュロソウを含む。)(クモイアオヤギソウ)、アオヤギソウ (ホソバアオヤギソウ)、コバイケイソウ (ウラゲコバイケイを含む。)(コバイケイ)
ユリ	ツバメオモト、カタクリ (カタカゴ)、クロユリ (ミヤマクロユリを含む。)(エゾクロユリ)、ヒメアマナ、キバナノアマナ (キバナアマナ)、ヤマユリ、コオニユリ (ホソバコオニユリを含む。)、クルマユリ (チシマクルマユリ、ホソバクルマユリ、タガイハクルマユリ)、チシマアマナ (チシマソウ)、ホソバノアマナ (ホソバアマナ)、オオバタケシマラン、タマガワホトトギス (ハゴロモホトトギスを含む。)(ニッコウホトトギス)
ラン	コアニチドリ、エビネ、キンセイラン、ナツエビネ、サルメンエビネ (ヒダブチエビネ)、ギンラン (ハクサンランを含む。)、キンラン、ササバギンラン、オノエラン、サイハイラン、シュンラン (ホクロ、シナシュンラン、タイワンシュンラン)、キバナノアツモリソウ、ツチアケビ、ハクサンチドリ (ウズラバハクサンチドリ及びシロバナハクサンチドリを含む。)、アオチドリ (ネムロチドリ、タカネアオチドリ、チシマアオチドリ)、イチヨウラン (ヒトハランを含む。)(ヒメヒトハラン)、サワラン (アサヒラン)、コイチヨウラン、エゾスズラン (アオスズラン)、カキラン (スズラン)、カモメラン (カモメソウ、イチヨウチドリ)、オニノヤガラ (アオテンマを含む。)(ヌスビトノアシ)、シロテンマ、アケボノシュスラン、ヒメミヤマウズラ、ミヤマウズラ、テガタチドリ (チドリソウ)、オオミズトンボ (サワトンボ)、

科 名	種 名
	<p>ミズトンボ (アオトンボを含む。)、オオハクウンラン (ムライラン、イセラン)、ハクウンラン (ムライラン、イセラン)、セイタカスズムシソウ (セイタカスズムシ)、ジガバチソウ、クモキリソウ、スズムシソウ (スズムシラン)、シテックモキリ、ホザキイチョウラン (ホザキフタバラン)、アリドオシラン、ノビネチドリ、コフタバラン (フタバラン)、カイサカネラン、ミヤマフタバラン、サカネラン、ミヤマモジズリ、コケイラン (ヒメケイラン、ヒメコケイラン)、ジンバイソウ、ミズチドリ (ジャコウチドリ)、ツレサギソウ、ヤマサギソウ (マイサギソウ、ハシナガヤマサギソウ及びオオバナヤマサギソウを含む。)、タカネサギソウ、キソチドリ (ナガバノキソチドリ、ヒトツバキソチドリ、オオキソチドリ及びミチノクチドリを含む。)、オオヤマサギソウ (キラيشュチドリ)、ミヤマチドリ (ニッコウチドリ)、ガッサンチドリ、コバノトンボソウ、ホソバノキソチドリ (ツブラトンボソウ)、トンボソウ (コトンボソウ)、トキソウ、ヤマトキソウ、ミヤマトキソウ、ウチョウラン、ニョホウチドリ、ヒトツボクロ、シナノショウキラン、ショウキラン</p>
アヤメ	ノハナショウブ、ヒメシャガ、ヒオウギアヤメ、シガアヤメ (ホソバシガアヤメ)
ワスレグサ	ユウスゲ (キスゲ、アサマキスゲ)、ゼンテイカ (アサマカンゾウを含む。)(ニッコウキスゲ、エゾゼンテイカ、センダイカンゾウ)、ノカンゾウ (ベニカンゾウを含む。)
ヒガンバナ	シロウマアサツキ (シブツアサツキを含む。)(シベリアラッキョウ)、ミヤマラッキョウ、ギョウジャニンニク (ギョウジャニンニク、アイヌネギ)
クサスギカズラ	スズラン (キミカゲソウ)、イワギボウシ、トウギボウシ (オオバギボウシ、ハヤザキオオバギボウシ、ウノハナギボウシ、ウツリギボウシ、アツバギボウシ)、コバギボウシ (フジギボウシ、イブキギボウシ)、ハルナユキザサ、ヤマトユキザサ (ミドリユキザサ、オオバユキザサ)、ヒロハユキザサ (ヒロハノユキザサ、ミドリユキザサ)、ヒメイズイ (ヒメアマドコロ)、ワニグチソウ
ガマ ホシクサ	ホソバタマミクリ、タマミクリ (コミクリを含む。)、ヒメミクリ クロイヌノヒゲ (ヤクシマホシクサ)、ノソリホシクサ、ニッポンイヌノヒゲ (ケイヌノヒゲ、ホシザキイヌノヒゲ、シモキタイヌノヒゲ、ヒメイヌノヒゲ)
イグサ	ミヤマイ (タテヤマイ)、ホソコウガイゼキショウ、エゾホソイ (カラフトホソイ、コウライイ、リシリイ)、ミヤマホソコウガイゼキショウ、イトイ、ミヤマスズメノヒエ、タカネスズメノヒエ (タカネスズメノヤリを含む。)、オカスズメノヒエ (オカスズメノヤリを含む。)(ヤクシマスズメノヒエ)
カヤツリグサ	タテヤマスゲ、ヒラギシスゲ (エゾアゼスゲ)、ヒメカワズスゲ、ハクサンスゲ、ナルコスゲ、ミタケスゲ、ウスイロオクノカンスゲ、タニガワズスゲ、ニッコウハリスゲ (ヒメタマスゲ)、イトキンスゲ、コハリスゲ (コケスゲ、

科 名	種 名
イネ	<p>オオミノコハリスゲ)、ヤマアゼスゲ (ヒロハノタニガワスゲ、ヒメテキリスゲ)、クジュウツリスゲ (リクチュウツリスゲ、カルイザワツリスゲ、ホソバハネスゲ)、ハタベスゲ、ヤチスゲ (カラフトヤチスゲ)、トマリスゲ (ホロムイスゲ、クロスゲ)、オタルスゲ (ヒメテキリスゲ)、ナガエスゲ、ヒメスゲ、タカネハリスゲ (ミガエリスゲ)、ダケスゲ、クグスゲ (ジョウロウスゲモドキ)、キンスゲ (セイタカキンスゲ)、シラコスゲ (ホソシラコスゲ)、オオカサスゲ、ツルカミカワスゲ、サドスゲ、ユキグニハリスゲ、イワスゲ、クモマシバスゲ、エゾハリスゲ (オオハリスゲ)、ナガボノコジュズスゲ (アオジュズスゲ)、サギスゲ、ワタスゲ (スズメノケヤリ)、ミカヅキグサ、ミヤマイヌノハナヒゲ、ミヤマホタルイ、シズイ (テガヌマイ)、コマツカサススキ (タマススキ)、タカネクロスゲ (ミヤマワタスゲ)、ミネハリイ ミヤマヌカボ (ヒメコメススキ)、コミヤマヌカボ、カニツリノガリヤス、オニノガリヤス (イワキノガリヤス)、オオヒゲガリヤス、ヒゲノガリヤス、ヒナガリヤス (ヒナノガリヤス)、イワノガリヤス (ネムロガヤ、アオイワノガリヤス)、ミヤマノガリヤス、フサガヤ、イヌカモジグサ、エゾカモジグサ、エゾムギ、ミヤマウシノケグサ、タカネウシノケグサ、ミヤマドジョウツナギ、ミノボロ、タカネタチイチゴツナギ、ヒロハノハネガヤ、リシリカニツリ (タカネカニツリ)</p>
ケシ	<p>エゾエンゴサク (ホソバエンゴサク)、ツルキケマン (ツルケマン)、コマクサ、ヤマブキソウ (タイリクヤマブキソウ)、オサバグサ</p>
メギ	<p>ヒロハヘビノボラズ (ヒロハノヘビノボラズ、オオバノヘビノボラズ、タイリクヘビノボラズ)、メギ (コトリトマラズ)、サンカヨウ (マルバサンカヨウ及びカヨウソウを含む。)(キレハサンカヨウ)、イカリソウ、クモイイカリソウ、キバナイカリソウ (チョウセンイカリソウ、ニッコウイカリソウ)、トキワイカリソウ (ウラジロイカリソウを含む。)、トガクシソウ (トガクシショウマ)</p>
キンポウゲ	<p>オオレイジンソウ、センウズモドキ (センウツモドキ)、ヤマトリカブト (ハコネトリカブト)、ミョウコウトリカブト、アズマレイジンソウ (アズマトリカブト、シナノレイジンソウ、ウスゲレイジンソウ)、サンヨウブシ (ジョウシュウトリカブト)、ヤチトリカブト、ホソバトリカブト、ハクバブシ、フクジュソウ (エダウチフクジュソウ)、ヒメイチゲ、ハクサンイチゲ (ミドリハクサンイチゲを含む。)、イチリンソウ (イチゲソウ)、キクザキイチゲ (キクザキイチリンソウ、ハナガサイチゲ、ヤエノキクザキイチゲ、ピップイチゲ、クルマザキキクザキイチゲ)、アズマイチゲ (シラゲウラベニイチゲ、オクノアズマイチゲ)、サンリンソウ、レンゲショウマ、ヤマオダマキ、オオヤマオダマキ (エゾヤマオダマキ、エゾノヤマオダマキ)、ミヤマオダマキ (ヒメオダマキ)、リュウキンカ (エンコウソウ及びコバノリュウキンカを含む。)、ミヤマハンショウヅル (コミヤマハンショウヅルを含む。)、トリガタハンショウヅル (アズマハンショウヅル、シロハンショウヅル)、</p>

科 名	種 名
	<p>オウレン(キクバオウレン及びセリバオウレンを含む。)、バイカオウレン(ゴカヨウオウレン)、ミツバオウレン(カタバミオウレン)、ミツバノバイカオウレン(コシジオウレン)、アズマシロカネソウ、トウゴクサバノオ(オオヤマシロカネソウ)、シラネアオイ、ミスミソウ(スハマソウ及びオオミスミソウを含む。)(ユキワリソウ)、オキナグサ、ミヤマキンポウゲ(ヤエミヤマキンポウゲを含む。)(ケナシミヤマキンポウゲ、コリンキンポウゲ)、オオイチョウバイカモ、バイカモ(ウメバチモ、エチゴバイカモ)、ヒメカラマツ、カラマツソウ、マンセンカラマツ、オオカラマツ(コカラマツ、ウスバカラマツ)、ヒメミヤマカラマツ、シキンカラマツ(オオシキンカラマツ)、ミヤマカラマツ(ケミヤマカラマツ)、モミジカラマツ、キンバイソウ(キリガミネキンバイソウ)、シナノキンバイ(シナノキンバイソウ)</p>
ボタン	ヤマシャクヤク(ノシャクヤク)、ベニバナヤマシャクヤク
スグリ	ヤシャビシャク、スグリ
ユキノシタ	<p>ハナチダケサシ(ミヤマチダケサシ)、チダケサシ、アラシグサ、ハナネコノメ、ニッコウネコノメ(ニッコウネコノメソウ)、コシノチャルメルソウ、ダイヤモンドソウ(ウチワダイヤモンドソウ及びウラベニダイヤモンドソウを含む。)(ミヤマダイヤモンドソウ、トウホクダイヤモンドソウ、タケシマダイヤモンドソウ)、クロクモソウ(キクブキ、イワブキ)、フキユキノシタ</p>
ベンケイソウ	<p>チチツパベンケイ(チチツパベンケイソウ)、ツメレンゲ(ヒロハツメレンゲ、ヒロハイワレンゲ)、ホソバノキリンソウ(ナガバノキリンソウ、ミヤマキリンソウ)、イワベンケイ(イワキリンソウ、ナガバノイワベンケイ、イワベンケイソウ)、ミヤママンネングサ(ベニツヅキ)、ヒメレンゲ(コマンネンソウ)</p>
マメ	<p>ムラサキモメンヅル(マンシュウモメンヅル)、モメンヅル、タヌキマメ、イワオウギ(イワオオギを含む。)(タテヤマオウギ)、ニワフジ(イワフジ)、マルバハギ(ミヤマハギ)、シャジクソウ、ノハラクサフジ(コノハラクサフジ)</p>
バラ	<p>コシジシモツケソウ、シモツケソウ(アカバナシモツケソウを含む。)、ノウゴウイチゴ(ノウゴイチゴ)、シロバナノヘビイチゴ(モリイチゴ)、ミヤマダイコンソウ、コキンバイ(エゾキンバイ)、イワキンバイ(アツバイワキンバイ)、キンロバイ、ミヤマキンバイ、タカネザクラ(チシマザクラを含む。)(ミネザクラ)、オオタカネバラ(オオタカネイバラ)、カラフトイバラ、タカネバラ(タカネイバラ)、クロイチゴ、コガネイチゴ、サナギイチゴ、ベニバナイチゴ、タカネトウウチソウ(ケトウウチソウを含む。)、ミヤマワレモコウ(ウスイロワレモコウ、ウスジロワレモコウ、ホナガワレモコウ、タイワンワレモコウ、メワレモコウ)、ワレモコウ(エゾワレモコウ)、チングルマ(イワグルマ、チョウカイチングルマ)、マルバイワシモツケ、イワシモツケ</p>
クロウメモドキ	ホナガクマヤナギ、ミヤマクマヤナギ

科名	種名
イラクサ	ホソバイラクサ、エゾイラクサ
ニシキギ	オオツルウメモドキ (シタキツルウメモドキ)、ヒロハツリバナ (ヒロハノツリバナ)、ヒメウメバチソウ (タカネウメバチソウ)、シラヒゲソウ、オオシラヒゲソウ、ウメバチソウ (コウメバチソウを含む。)(エゾウメバチソウ)
カタバミ	オオヤマカタバミ (オオミヤマカタバミ)
スミレ	キバナノコマノツメ (ジョウエツキバナノコマノツメを含む。)(ケタカネスミレ)、ウスバスミレ、ヒメミヤマスミレ、オオバキスミレ (ミヤマキスミレを含む。)、ナエバキスミレ、ヒゴスミレ、ツルタチツボスミレ、チシマウスバスミレ (ケウスバスミレ)、オオバタチツボスミレ、イブキスミレ、アケボノスミレ、ミヤマスミレ、ゲンジスミレ (イヨスミレ)、ミヤマツボスミレ、ヒメスミレサイシン
アマ	マツバニンジン (マツバナデシコ)
オトギリソウ	オクヤマオトギリ (イワテオトギリ、ニッコウヤマオトギリ、シナノヤマオトギリ、マルバオトギリ)、ニッコウオトギリ (アカテンオトギリ)、イワオトギリ (ハイオトギリを含む。)、シナノオトギリ (ミヤマオトギリ、ウツクシオトギリ)
フウロソウ	グンナイフウロ (タカネグンナイフウロを含む。)(イブキグンナイフウロ)、アサマフウロ、コフウロ、イブキフウロ (ヒダフウロ)、ハクサンフウロ (シロバナハクサンフウロを含む。)(アカヌマフウロ、シロウマフウロ)
アカバナ	ヤナギラン (ウスゲヤナギラン及びケナシヤナギランを含む。)、ケゴンアカバナ (タカネアカバナ、アムールアカバナ、ミヤマイワアカバナ、ヒメイワアカバナ、ニイタカアカバナ)、ヒメアカバナ、ミヤマアカバナ (コアカバナ、リシリアカバナ)
アブラナ	ミヤマハタザオ、イワハタザオ (ニッコウハタザオ及びウメハタザオを含む。)、ヤマガラシ (マルバヤマガラシ、ミヤマガラシ、イブキガラシ、シベリアヤマガラシ、エゾヤマガラシ)、コンロンソウ、オオユリワサビ、ユリワサビ
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ (キュウシュウツチトリモチ)
オオバヤドリギ	ホザキヤドリギ (ホザキノヤドリギ)
タデ	オンタデ (イワタデ)、ウラジロタデ (ウラジロイタドリ、タカネウラジロイタドリ)、イブキトラノオ (ホソバイブキトラノオ、イワイブキトラノオ)、ハルトトラノオ、ムカゴトラノオ (コモチトラノオを含む。)、タカネスイバ、ノダイオウ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ナデシコ	カトウハコベ、タガソデソウ (ヒメタガソデソウ)、ミヤマミミナグサ、カワラナデシコ (ナデシコ)、タカネナデシコ (クモイナデシコを含む。)、エゾカワラナデシコ、ホソバツメクサ (コバノツメクサ)、ワダソウ (ヒメワダソウ)、ヒゲネワチガイソウ (ヒゲネワチガイ)、センジュガンピ、ビランジ、フシグロセンノウ、シラオイハコベ (エゾフスマ)、ミヤマハコベ

科名	種名
ミズキ	ゴゼンタチバナ
サクラソウ	ツマトリソウ (コツマトリソウを含む。)(オオツマトリソウ)、ハクサンコザクラ (ナンキンコザクラ)、クリンソウ、オオサクラソウ (ミヤマサクラソウ)、ユキワリソウ (オオユキワリソウ)、サクラソウ
イワウメ	イワウメ、ヒメイワカガミ、イワカガミ (コイワカガミ及びオオイワカガミを含む。)、イワウチワ (トクワカソウ及びオオイワウチワを含む。)
ツツジ	ヒメシャクナゲ (ニッコウシャクナゲ、カラフトヒメシャクナゲ)、コメバツガザクラ (ハマザクラ)、イワヒゲ (イワナガヒゲ)、ミヤマホツツジ (ホナガミヤマホツツジ)、ガンコウラン、サラサドウダン (フウリンツツジ)、ベニサラサドウダン、イワナシ、ハナヒリノキ (オオハナヒリノキ、ホソバノハナヒリノキ)、ウラジロハナヒリノキ (コシノハナヒリノキ)、ヒメハナヒリノキ、ウスユキハナヒリノキ、アカモノ (シロイワハゼを含む。)(イワハゼ)、ハリガネカズラ、シラタマノキ (シロモノ)、ミネズオウ、シャクジョウソウ (シャクジョウバナ)、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ、ユウレイタケモドキ、ユウレイソウモドキ)、ギンリョウソウ (マルミノギンリョウソウ、コギンリョウソウ)、コイチヤクソウ、アオノツガザクラ、ツガザクラ、コバノイチヤクソウ、ベニバナイチヤクソウ (ベニイチヤクソウを含む。)、マルバノイチヤクソウ (マルバイチヤクソウ、オオジンヨウイチヤクソウを含む。)、ジンヨウイチヤクソウ、ムラサキヤシオツツジ (ムラサキヤシオを含む。)(ミヤマツツジ)、ハクサンシャクナゲ (ネモトシャクナゲ及びケナシハクサンシャクナゲを含む。)(シロバナシャクナゲ、ウラゲハクサンシャクナゲ)、アズマシャクナゲ (シャクナゲ)、ヒカゲツツジ (サワテラシ、ヤクシマヒカゲツツジ)、レンゲツツジ (キレンゲツツジを含む。)、ウラジロヨウラク (ガクウラジロヨウラクを含む。)、オオバツツジ、シロヤシオ (ゴヨウツツジ)、オオコメツツジ、コメツツジ (チョウジコメツツジを含む。)、トウゴクミツバツツジ、ツルコケモモ、マルバウスゴ (オニウスゴを含む。)(シコクウスゴ、ナンブクロウスゴ)、クロマメノキ、コケモモ (ヒロハコケモモ、オオバコケモモ)
アカネ	オオバノヨツバムグラ、エゾノヨツバムグラ、ヤツガタケムグラ、キバナカワラマツバ (キバナノカワラマツバ、ウスイロカワラマツバ、オオキバナノカワラマツバ)
リンドウ	オヤマリンドウ、リンドウ (ツクシリンドウ、ササリンドウ)、タテヤマリンドウ (シロバナタテヤマリンドウを含む。)(コミヤマリンドウ)、ハルリンドウ、エゾリンドウ (ホロムイリンドウ及びエゾオヤマリンドウを含む。)、オノエリンドウ (オクヤマリンドウ)、ハナイカリ、ホソバツルリンドウ (ホソバノツルリンドウ)、ムラサキセンブリ、テングノコヅチ
キョウチクトウ	クサタチバナ、フナバラソウ (ロクエンソウ)、ツルガシワ (オオツルガシワ)、タチガシワ、スズサイコ
ムラサキ	ミヤマムラサキ、ムラサキ、ルリソウ、ミズタバコ、コシジタバコ、タ

科 名	種 名
イワタバコ	チカメバソウ、ツルカメバソウ イワタバコ
オオバコ	ハクサンオオバコ (ケナシハクサンオオバコを含む。)、クワガタソウ、ヒメクワガタ、グンバイヅル (マルバクワガタ)、ヒメトラノオ、ミヤマクワガタ (ミヤマトラノオ、バンダイクワガタ)、テングクワガタ (ハイクワガタ)、クガイソウ
シソ	カイジンドウ、ツルカコソウ (ケブカツルカコソウを含む。)(シコタンツルカコソウ)、ミヤマクマバナ、ムシヤリンドウ (マンシュウムシヤリンドウ)、キセワタ、ヤマジソ、ミソガワソウ (エゾミソガワソウ)、タテヤマウツボグサ、イブキジャコウソウ (イワジャコウソウ、ナンマンジャコウソウ)、カリガネソウ (ホカケソウ)
ハエドクソウ	オオバミゾホオズキ
ハマウツボ	オニク (キムラタケ)、ミヤマコゴメグサ、ホソバコゴメグサ、トガクシコゴメグサ、ヤマウツボ (ケヤマウツボを含む。)(ゲンジウツボ)、ミヤマシオガマ、ヨツバシオガマ、オニシオガマ (シロバナオニシオガマを含む。)、シオガマギク (シロシオガマ及びウスベニシオガマを含む。)、トモエシオガマ、エゾシオガマ、キヨスミウツボ (キヨズミウツボ)、コシオガマ、ヒキヨモギ
タヌキモ	ムシトリスミレ、ヒメタヌキモ (ナガレヒメタヌキモ、フトヒメタヌキモ、チビヒメタヌキモ)、ヤチコタヌキモ、ムラサキミミカキグサ
キキョウ	フクシマシャジン (ホソバフクシマシャジン、ヒロハシャジン、ヒロハノニンジン)、ヒメシャジン (ホソバヒメシャジン、オクヤマシャジン)、ミヤマシャジン (ホソバノミヤマシャジン)、ソバナ (シロバナソバナを含む。)、ツリガネニンジン (シラゲシャジン及びハクサンシャジンを含む。)、イワギキョウ、ヤマホタルブクロ (ホンドホタルブクロ)、ホタルブクロ、バアソブ (ヒメツルニンジンを含む。)、サワギキョウ、タニギキョウ (ヒマラヤタニギキョウ)、キキョウ
ミツガシワ	ミツガシワ (ミズハンゲ)、イワイチョウ
キク	ヤハズハハコ (ヤバネホウコ)、チョウジギク (クマギク)、ウサギギク (エゾウサギギクを含む。)(キングルマ)、ヒトツバヨモギ (ヤナギヨモギ) ミヤマオトコヨモギ、アサギリソウ、ヒメシオン、タカネコンギク、ハコネギク (ミヤマコンギク)、オケラ、オオガンクビソウ (オオガンクビ)、イワインチン (インチンヨモギ)、オニアザミ (オニノアザミ)、モリアザミ (ゴボウアザミ、ヤブアザミ)、タチアザミ、ミョウコウアザミ、ジョウシュウオニアザミ、ニッコウアザミ (オキナアザミ)、オクヤマアザミ (オネトネアザミ、ヤツガタケアザミ)、ヤチアザミ、ムカシヨモギ (ヤナギヨモギ)、ミヤマアズマギク (ジョウシュウアズマギクを含む。)、アズマギク、ミヤマコウゾリナ、ミズギク、オゼミズギク (オゼノミズギク)、タカネニガナ (ホソバノタカネニガナ)、ハナニガナ (クモマニガナ、オオバナニガナ、シロ

科 名	種 名
スイカズラ	<p>バナニガナ及びシロバナハナニガナを含む。)、タカサゴソウ、ホソバヒナウスユキソウ、ウスユキソウ、ミネウスユキソウ (シロウマウスユキソウを含む。)、マルバダケブキ (マルバノチョウリョウソウ)、オタカラコウ (タイリクオタカラコウ)、オオニガナ、カニコウモリ、カンチコウゾリナ (タカネコウゾリナ)、ミヤコアザミ、トウミトウヒレン、シラネアザミ (アキノヤハズアザミ)、アサマヒゴタイ、ヒメヒゴタイ (コウライヒメヒゴタイ、ホソバヒメヒゴタイ、ヒレヒメヒゴタイ)、ヤハズトウヒレン (チャボヤハズトウヒレンを含む。)、クロトウヒレン、キクアザミ、キオン (ダキバキオンを含む。)(ヒゴオミナエシ)、ミヤマアキノキリンソウ (キリガミネアキノキリンソウを含む。)(コガネギク)、コウリンカ、サワオグルマ、タカネコウリンカ (クロバナコウリンカを含む。)</p> <p>ベニバナノツクバネウツギ (ベニバナツクバネウツギ、ベニコツクバネウツギ)、リンネソウ (メオトバナ、エゾアリドオシ)、ケヨノミ、イボタヒョウタンボク、コゴメヒョウタンボク (クモイヒョウタンボク)、ハナヒョウタンボク (マンセンハナヒョウタンボク)、コウグイスカグラ (ヒメヒョウタンボク)、オニヒョウタンボク、オミナエシ (オミナメシ、アワバナ)、ハクサンオミナエシ (コキンレイカ)、タカネマツムシソウ (ミヤママツムシソウ)、マツムシソウ、ツキヌキソウ、キバナウツギ</p>
ウコギ セリ	<p>ミヤマウド</p> <p>ミヤマトウキ (イワテトウキ、ナンブトウキ)、イワニンジン (ノダケモドキ)、シラネセンキュウ (スズカゼリ)、ホタルサイコ、ハクサンサイコ (トウゴクサイコ)、ミヤマゼンゴ (ミヤマゼンコ)、ミヤマセンキュウ (チョウカイゼリ)、タカネイブキボウフウ (タカネボウフウ)、ミヤマニンジン、ハクサンボウフウ (キレハノハクサンボウフウ及びホソバノハクサンボウフウを含む。)、カワラボウフウ (シラカワボウフウ、ヤマニンジン、チョウセンボウフウ)、オオカサモチ (オニカサモチ)、ヤマナシウマノミツバ (ヤマナシミツバ)、シラネニンジン (チシマンニンジン)、イブキゼリモドキ (ニセイブキゼリ、コイブゼリ)、ミヤマウイキョウ (イワウイキョウ、ヤマウイキョウ)</p>

国立公園のスキー場事業の取り扱い

公布日：平成3年6月7日環自国315号

(各都道府県知事あて環境庁自然保護局長)

昭和五四年四月一日付け環自計第二五〇号で通知した「国立公園の公園計画作成要領等について」の別紙1の「国立公園の公園計画作成要領」の一部改正については、平成三年六月七日付け環自国第三一四号で通知したところであるが、今後、国立公園における公園事業のスキー場事業(以下単に「事業」という。)の決定及び執行を行うに当たっては、自然環境の保全等を図るため、左記の事項に留意することとしたので了知されたい。

なお、本留意事項は、国立公園についても同様に取扱われたい。

記

1 環境影響調査

事業の内容及び熟度に応じて、自然環境の保全及び安全なスキー利用が図られるよう事前に十分な調査を行い、適切な対策を講じること。

2 区域の選定

昭和五四年四月一日付け環自計第二五〇号で通知した「国立公園の公園計画作成要領等について」の別紙1の「国立公園の公園計画作成要領」の第四・Ⅲ・2・(ア)・オ・(ア)のaからdに掲げる事項に留意すること。ただし、既に事業の決定又は執行がなされているスキー場については、既に抵触している事項に限り風致景観上の支障等が生じない範囲内において、必要に応じてその適用を免ずることができること。

国立公園の公園計画作成要領

(ア) スキー場は、他の施設に比して大規模であることから公園の風致景観の保護及び利用上極めて大きな影響力をもっているため、新設されるスキー場の計画を進めるに当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- a 特別保護地区又は第1種特別地域外であること。
- b 地形、地質、希少動植物等に関する調査を行い、原則として次に挙げる地域に係るもの又はこれらの地域に重大な影響を与えるおそれのあるものは除くこと。
 - (a) 野生植物の生育地又は野生動物の生息地又は繁殖地として重要な地域
 - (b) 地形、地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域
 - (c) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
 - (d) 高山植物群落、高標高の天然林、風衝地または湿原等の人為の影響を受けやすい地域
 - (e) 利用者の主要な眺望対象となっている地域
- c 積雪、風、気温等の気象条件がスキー場立地に適していると認められる地域であること。
- d 土地所有関係等が計画的な施設整備及び適正な管理経営を行うのに適当な地域であること。
- e 雪崩等の災害が発生するおそれのない地域であること。

3 保存緑地

スキー場の新設(新たに敷地を求めて増設する場合を含む。)に際しては、保存緑地を、スキー場の四周及びコース、ゲレンデ等の施設間に相当の幅をもってとること。

また、各スキー場の事業区域に占める保存緑地の水平投影面積の割合(以下「保存緑地率」という。)は、七〇パーセント以上とすること。

なお、保存緑地率が七〇パーセントに満たない既設のスキー場については、少なくとも現行の保存緑地率を維持するとともに、事業区域の拡張を行う際には、拡張する区域の保存緑地率を七〇パーセント以上とすること。

4 施設の設置

ア 施設の規模は必要最小限とし、その意匠は周辺の環境に調和したものとする。

イ 極力自然地形を活かして地形の改変を必要最小限とすること。なお、やむを得ず造成を行う場合は下層植生及び表土を保存活用するとともに、造成に伴い生じる裸地は緑化すること。

ウ 人工降雪機の設置は、異常気象による少雪対策及び危険防止上必要と認められる場合に限ること。

国立公園に係るテニスコートの取扱要領

昭和 57 年 5 月 7 日 環自保第 138 号

改正 平成 7 年 4 月 25 日 環自国第 153 号

今般、テニスコートを国立公園事業の運動場事業として又は宿舍事業の付帯施設として取り扱うに当たっての要領を別紙 1 の通り定めたので、今後はこれに基づいて国立公園事業者を適正に指導されたい。

なお、地域の利用特性又は自然環境の状況等から本取扱要領によることが著しく不相当と当職が認めた場合にはこの取扱要領によらないことができるものとする。

おって、この取扱要領の運用等については、別紙 2 のとおりである。

別紙 1

国立公園に係るテニスコートの取扱要領

第 1 運動場事業としての取扱について

テニスコートを運動場事業として取り扱うに当たっては、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 1 テニスコートに係る土地の地形勾配が 10 パーセントを超えないものであること。
- 2 テニスコートの水平投影面積外周線が、次の各号に掲げるものからそれぞれ当該各号に掲げる距離以上離れていること。
 - (1) 公園事業たる道路その他、主として公園利用に供せられる道路の路肩 20 メートル
 - (2) (1) に掲げる道路以外の道路の路肩 5 メートル
 - (3) 敷地境界線 5 メートル
- 3 テニスコート建設に伴う土地の形状変更の規模が必要最小限のものであること。
- 4 支障木の伐採が僅少であること。
- 5 テニスコート建設による土砂の流出の恐れがないものであること。
- 6 テニスコートと同面以上の土地が同一敷地内に緑地として確保されるものであること。
- 7 テニスコートの周囲が当該地域に生育する樹木等により積極的に緑化修景される計画になっているものであること。
- 8 テニスコート及びクラブハウス等の付帯施設の意匠が周囲の自然環境と良く調和が保たれたものであること。

第 2 宿泊事業の付帯施設としての取扱について

テニスコートを宿泊事業の付帯施設として取り扱うに当たっては、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 1 当該宿泊事業が次に掲げる地域以外の地域であること。
 - (1) 特別保護地区又は第 1 種特別地域

(2) 次に掲げるような貴重な自然的性質を有する地域のうち、史跡名勝天然記念物等の特別な指定がなされており、又は学術調査の結果等から(1)に掲げる地域に準ずる取扱が現になされ又はなされることが必要であると認められる地域

ア 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿地等植生復元の困難な地域

イ 野生動物の生息地、生育地又は繁殖地として重要な地域

ウ 地形・地質が特異である地域または特異な自然現象が生じている地域

エ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

(3) 風景鑑賞、自然探勝等の利用が中心となっている地域であって、スポーツによる利用が不適当と認められる地域

2 テニスコートに係る土地の地形勾配が10パーセントを超えないものであること。

3 テニスコート建設に伴う土地の形状変更の規模が必要最小限のものであること。

4 支障木の伐採が僅少であること。

5 テニスコートを建設するに当たって、敷地内において、緑地等が次の各号のいずれかに従い確保されているものであること。

(1) 集団施設地区の詳細計画又は地区ごとに定められた宿舎事業取扱要領において宿舎の建ぺい率が定められており、当該建ぺい率が20パーセント以下の地区にあつては、総施設面積(敷地内にある全ての工作物(テニスコートのほか、建築物、駐車場道路等を含む。)の水平投影面積の和をいう。)の敷地面積に対する割合が、第2種特別地域の宿舎の場合は40パーセント以下、第3種特別地域内の宿舎の場合は60パーセント以下であること。

(2) (1)に掲げる地区以外の地区にあつては、テニスコートと同面積以上の土地が敷地(テニスコートが宿舎と同一の敷地内に建設される場合は当該敷地面積を、また宿舎敷地以外の場所に建設される場合は当該テニスコート敷地をいう。)内に緑地として確保されるものであること。

6 テニスコートの面積は、宿泊収容力に見合ったものとし、宿泊収容力が100人以下の場合は、2面以下、100人を超え200人以下の場合は3面以下、200人を超え500人以下の場合は4面以下、500人を超える場合は6面以下であること。

7 テニスコートの周囲が、特にテニスコートの主要利用道路側を中心に当該地域に生育する樹木等により積極的に修景される計画になっているものであること。

8 テニスコート及びその付帯施設の意匠が周囲の自然環境と良く調和が保たれたものであること。

別紙 2

取扱要領第1・6及び第2・5・(2)で「テニスコートと同面積以上の土地が同一敷地内に緑地として確保されるもの」とされているが、当該地が国有地等のように当該事業について必要最小限の土地しか使用できない等の理由により本要件を適用させることが不相当であると認められた場合には、本要件を適用するには及ばないこと。ただし、この場合においても、テニスコートの周囲に十分緑地が残されるようにする等本要件の適用による場合と同様の効果が出るように指導すること。

国立公園内におけるトレイルランニング大会等の取扱いについて

近年、山岳地の利用が多様化する中で、自然豊かな国立公園等をコースに設けるトレイルランニング大会が多数開催されているところである。

自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）は、国立公園内の歩道を走ることを制限するものではないが、一方で、多人数で走行時間を競い合いながら狭い歩道を走行することとなるトレイルランニング大会等（以下「大会等」という。）は、不適切な内容で開催されることにより、歩道の適正な維持管理の妨げ、歩道周辺の自然環境への影響、大会等に参加する者以外の一般利用者の安全で快適な利用環境の確保の妨げとなることが懸念される場所である。

このため、国立公園内における大会等の取扱いについて、下記のとおり整理したので、適正な運用のもと、国立公園内の自然環境の保全及び公園利用者の快適な利用の確保が図られるよう御配慮願いたい。

記

第1 基本的な考え方

公園計画における歩道は、公園利用の基幹的な施設として、利用者層、自然条件等地域の特性に応じた徒歩利用を確保するものであり、トレイルランニング等走行による利用を想定しているものではない。

そのため、多数の走行者が参加する大会等は、歩道の適正な維持管理の妨げ、歩道周辺の自然環境への影響、徒歩利用者と走行利用者間における接触事故、静穏の阻害、混雑等公園利用者の安全で快適な利用の確保を妨げるおそれがあるため、慎重に対応することが必要である。

なお、本通知は国立公園内をコースとして開催されるトレイルランニング大会及びイベントを対象とし、個人によるランニングは含まないものとする。

第2 国立公園管理運営計画への記載について

本通知は、全国的見地からの大会等の取扱いを示すものであるが、指導に際しては、各国立公園の自然環境・利用実態等を踏まえた対応を行うべきであることから、国立公園管理運営計画区ごとに取扱いを定めることが適当で

あり、地方環境事務所等は「国立公園管理運営計画作成要領」（平成 26 年 7 月 7 日環自国発第 1407073 号）に基づいて定めている国立公園管理運営計画において、同作成要領第 4（4）「適正な公園利用の推進に関する事項」として、必要に応じ、大会等のコース・期間等に係る詳細な指導事項、大会等の取扱いに係る地方自治体との連携等について記載するものとする。

第 3 大会等の取扱い方針について

1 コース設定における基本的事項

- ① 特別保護地区においては、法第 21 条第 3 項の規定により「木竹を損傷すること」及び「木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること」等の行為が厳しく規制されているとおり、特に厳重に景観の維持を図る必要のある地区であるため、これらの行為の発生が懸念される場合は、特別保護地区内を通過するコース設定は避けるよう指導すること。ただし、部分的に特別保護地区を通過する際に、競争性を生じさせない歩行区間の設定等により植生帯への踏み出し及び土壌の浸食を防止するための措置が適切に講じられる等自然環境等への影響が発生しないと考えられる場合は、地域の実情に応じて判断するものとする。
- ② 第 1 種特別地域においても、特別保護地区に準ずる風致を有し、現在の風致を極力保護することが必要な地域であることから、特別保護地区と同様に扱うものとする。

2 コース設定における配慮事項

- ① 走行に対して脆弱な区間（湿原や泥濘の多い湿潤な環境、高山植物群落等）が存在する場所をコースに含めないよう指導すること。
- ② 踏み荒らしによる歩道の複線化や拡幅が懸念される場所については、登山道外への踏み込み防止柵の設置等によりコースを外させない又は歩道からはみ出させない等の措置を講ずるよう指導すること。
- ③ すでに洗掘を受けている場所等については、コースに含めないこと。やむを得ず含める場合にあっては、マットの敷設により養生する等、歩道及び歩道周辺の植生への影響を生じさせない又は影響を軽減するための措置を講ずるよう指導すること。
- ④ 崩落や落石のおそれのあるガレ場や傾斜地に付けられた狭隘な登山道等をコースに含めないよう指導すること。

- ⑤ 管理運営計画等において保全対象として定められている重要な自然環境等については、特に影響が生じないように対応するよう指導すること。

3 大会等開催にあたっての配慮事項

- ① 利用者数の多いルート of 混雑期等については、一般利用者への影響が特に懸念されることから、原則として大会等を開催しないよう指導すること。
- ② 大会等の開催について、ウェブサイト、公共交通機関等の掲示スペース、国立公園内外の主要な利用拠点、登山口等において、大会の開催日時、コース区間、誘導標の設置及び一般利用者へに留意してもらいたい事項等を掲出し、あらかじめ周知しておくよう指導すること。
- ③ 大会等の主催者、参加者及び応援者について、遵守すべきルール（（別紙）ルール等におけるチェックリストの例参照）を設定し、自然環境の保全並びに一般利用者の安全性及び快適性を確保するよう指導すること。

4 その他の配慮事項

- ① 野生動植物への影響を回避するための専門家、自然保護団体等の意見が聴取され、反映するよう指導すること。
- ② 歩道等管理者、土地所有者及び関係行政機関等との事前調整を十分に行うよう指導すること。

第4 大会等開催に伴うモニタリング等の実施について

- 1 地方環境事務所等は大会等の開催が自然環境等に与える影響について、必要に応じて、以下のとおりモニタリングするよう主催者への指導を行うものとする。

なお、毎年開催するなど当該コースに関するデータが一定程度集積されている場合は、調査規模の縮小又はモニタリングを行わない等の対応を検討したうえで、主催者への指導を行うものとする。

- ① モニタリングの実施にあたっては、大会等の計画立案時にコースの事前調査を行い、モニタリング対象となる地点や対応を要する地点を洗い出しておくこと。特に開催実績のないコースについては、詳細な調査を実施すること。
- ② あらかじめ設定したモニタリングする地点において、大会等の事前及び事後の様子を写真等に収めて、比較し、評価すること。

- 2 モニタリングの結果により改変が確認される場合は、主催者に対して、原状回復措置を行うよう指導すること。

第5 その他

- 1 看板等広告物の設置等や休憩所等工作物の新築等の要許可行為については、主催者に計画書類を提出させ、審査基準等に照らし合わせて適切に指導すること。
- 2 夜間走行を含む大会等については、本通知の趣旨が十分に配慮される計画となっていることを確認すること。
- 3 本通知や国立公園管理運営計画に記載されている事項について、主催者や関係者等に、その内容を説明し、可能な限り理解を促すよう努めること。
- 4 関係行政機関等との間で十分な連絡調整を図り、連携した対応を行うこと。

(別紙) ルール等におけるチェックリストの例

対象者	配慮分野	チェック内容
主催者	環境配慮	参加者数は地域の特性等を踏まえ、適正な上限人数を検討する
		参加者が密集して走ることとなるスタート付近については、林道、農道、スキー場等の自然環境への影響が少ないルートとする
		必要に応じ、適当な基数のトイレを適切な箇所に配置し、適切な管理（処理方法、撤去等）を行う
		開催地域外から植物が持ち込まれないよう、競技開始前には参加者及び応援者に靴底の洗浄をさせる
		必要に応じ、住宅街や希少野生動物の生息地を避けた応援ができる場所を設定する
		保全すべき重要な自然環境等にコース設定している場合は、必要に応じ監視員を配置する
	安全配慮	外的危険（落石、転落・滑落、波浪）が予見される場所（急傾斜地、岩礫地など）、脆弱な地盤、滑りやすい粘土地盤、破損のおそれのある木道等がある区間はコースとして選定しない
		競技途中で事故等の緊急事態があった場合、速やかに対応できる体制を整えておく
		参加者、応援者及び一般利用者等に対する案内や誘導表示は、混乱を招かないよう既存の標識類と区分し、分かりやすい位置、表示内容となるよう配慮する
		歩道等管理者、土地所有者立ち合い等により事前に歩道の安全点検等を行う
	その他	悪天候などにより、自然環境の保全上又は参加者の安全確保上の懸念が生じた場合は、速やかに中止等の判断ができるよう意思決定の体制を整えておく
		参加者、応援者に、大会運営上の自然環境及び安全への配慮事項を周知し、徹底させる
		大会実行関係者等は、腕章等により身分を明らかにしておく
参加者には、ゼッケン等身分を明らかにするものを着用させる		

		ウェブサイト、公共交通機関の運行に関連する掲示スペース、国立公園内外の主要な利用拠点、登山口等において大会の開催日時、コース区間、誘導標の設置状況及び一般利用者に留意してもらいたい事項等を記載し、可能な限り大会開催の周知を行う
		大会の開催を周知するものについては、主催者の連絡先（問合せ先）を記載しておく
		主催者、参加者、施設設置者及び管理者の責任（事故発生時、他者への損害発生時）の範囲を明確化しておく
		事前調査を実施し、予め収集した大会の開催運営に必要な情報を基に、コース設定にあたる
		必要な許可等を大会開催1ヶ月前には済ませておく
		参加者、応援者を含む大会関係者に、トイレは所定の場所で済ませることを周知する
参加者	全般	登山者等の一般利用者を尊重し、レース中においても配慮を心掛けること
		登山者等とすれ違ったり、追い抜いたりする場合は、丁寧な声掛けを行うこと
	環境配慮	設定されたコース以外は走行しないこと
		トイレはできるかぎり所定の場所で済ませること
		ゴミは持ち帰るか、所定の場所に捨てること
		ストックはキャップの付いた状態で使用し、使用を認められた区間のみでの使用とすること
	安全配慮	登山者等とすれ違う場合は、登山者等を優先させること
		集団走行、並列走行は行わないこと
		夜間に走行する場合は、反射板、ライト等を着用すること
	その他	ゼッケン等を身に着けておくこと
応援者	全般	主催者が設けたルールを遵守すること
	環境配慮	登山者等の一般利用者を尊重し、レース中においても配慮を心掛けること
		歩道や園地など整備された場所以外に立ち入らないこと、特に自然植生のある場所に踏み込まないこと
		トイレは所定の場所で済ませること
		ゴミは原則として持ち帰ること

自然公園における法面緑化指針

平成 27 年 10 月
環境省自然環境局

1. 指針の位置づけ

1. 1 指針の目的

本指針は、自然公園法の目的の一つである「生物の多様性の確保に寄与すること」を前提として、自然公園内において、生態系、種、遺伝子の 3 つのレベルでの生物多様性の保全に配慮し、周辺の環境と調和した自然回復を最終目的とする法面・斜面の緑化を行うために定める。

1. 2 指針の適用範囲

本指針は、自然公園内において、公園事業の執行及び諸行為によって生ずる裸地並びに自然発生の荒廃地などの法面・斜面を対象とするすべての緑化に適用することを基本とする。

2. 法面緑化の目的

自然公園内における緑化の目的は以下の 3 つである。

- 1) 侵食防止、法面の安定・強化に資すること。
- 2) 自然生態系の維持・修復・保全に資すること。
- 3) 周辺の自然景観との調和に資すること。

3. 基本理念

自然公園内における緑化の基本理念は以下の 3 つである。

- 1) 自然の地域性、固有性を尊重する。
- 2) 対象地域の自然条件に適合した植物の導入を基本とする。
- 3) 自然回復の順序を尊重する。

4. 基本理念に基づく方針

4.1 前提条件

- 1) 開発工事に伴う自然の改変は最小限にとどめること。
- 2) 防災上、安定した生育基盤を造ること。
- 3) 自然の回復力が発揮されやすい状態を造ること。
- 4) 地域固有の生態系に配慮し、植物を導入する場合は原則として地域性系統の植物のみを使用すること。

4.2 緑化の計画

施工対象地域内およびその周辺の植生、対象法面の状態を踏まえ、法面の安定確保を前提として、緑化目標、緑化工法、施工後の管理等についての計画を策定すること。なお、緑化に植物材料を使用する場合には、原則として地域性系統の植物のみ使用を可とすることから、必要量の植物材料を確保するための準備工（種子・表土の採取、苗木の計画栽培）の計画を早期に策定すること。

4.3 最終緑化目標

施工対象地域の植生と同様・同質の植物群落（施工対象地域に自然分布する個体群のみからなる植物群落）を最終緑化目標として設定すること。

4.4 初期緑化目標

施工対象地域に自然分布する種、および在来の自然侵入種で形成され、外来植物が過度に繁茂することなく、最終緑化目標に向けた遷移が見込める植物群落を初期緑化目標として設定すること。

4.5 緑化の工法

- 1) 緑化基礎工は侵食防止効果の高い工法とすること。また、生育基盤材には地域の生態系に影響を与えない材料を使用すること。
- 2) 植生工は、地域性種苗を用いて緑化する「地域性種苗利用工」、法面周辺からの植物の自然侵入により植生回復を図る「自然侵入促進工」、工事予定地の表土を採取して表土中の埋土種子により植生回復を図る「表土利用工」を基本とすること。
- 3) 外来種の侵入を未然に防止するよう、配慮すること。

4.6 使用する地域性種苗

使用する地域性種苗は、施工対象地域内およびその周辺に生育する草本類・木本類の中から選択し、施工対象地域での活着が見込める種苗とすること。

4.7 施工後の管理

- 1) 初期緑化目標達成までの間には、生育基盤の侵食や損壊等の状況を点検するとともに、初期緑化目標とする群落形成に必要な植生管理（植生誘導管理）を行うこと。
- 2) 初期緑化目標達成後には、最終緑化目標に向けた植生の推移をモニタリングしながら状況に応じて必要な管理等（監視的管理）を行うこと。